



熊本県人権教育・啓発基本計画

【第5次改定版】

令和7年(2025年)3月

熊 本 県



ごあいさつ

熊本県には、年齢や性別、国籍、障がいの有無をはじめ、多様な背景をもつ約170万人の方が暮らしています。全ての人にとって住みよい熊本、誰もが活躍できる熊本であるために、欠かせないものが「人権の尊重」です。

これまで国内外で、様々な人権課題に関わる条約や法律の整備、施策等が進められてきました。本県においては、平成16年に「熊本県人権教育・啓発基本計画」を策定し、以来4回にわたる改定を重ねながら、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に行って参りました。また、令和2年には「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、部落差別のない社会の実現を目指して取組みを進めています。

しかし、今なお様々な人権問題が発生しており、部落差別（同和問題）をはじめとして、インターネット・SNSでの誹謗中傷やハラスメント、性的指向・性自認に関する偏見等も全国的な社会問題となっています。こうした偏見や差別をなくし、なかなか声の上げられない方々、困難な環境にある方々に寄り添う社会の実現に向け、粘り強く人権教育・啓発を続けていく必要があります。

最近の人権を取り巻く現状や、令和6年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、今般、「熊本県人権教育・啓発基本計画 第5次改定版」を策定いたしました。本計画では、人権の重要課題や推進体制等を整理したほか、基本理念として、「一緒につくろう！一人一人を大切にする熊本」を掲げております。

「個人の人格と尊厳が尊重される」、「社会参加の機会の平等が保障され、自己実現できる」、「みんなが幸せに、安心して自分らしく生きることができる」— そんな人権尊重のまちづくりに向けた一歩を共に踏み出しましょう。

結びに、今回の改定に当たり、熊本県人権施策・啓発推進委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

令和7年(2025年)3月

熊本県知事 木村 敬

目次

はじめに.....	1
人権とは.....	1
人権をめぐる動き.....	1
第1章 基本計画の位置づけ.....	6
計画の趣旨.....	6
計画期間.....	6
計画の構成.....	6
第2章 基本理念.....	8
第3章 人権教育・啓発の効果的な推進.....	9
人権教育.....	9
1 就学前教育.....	9
2 学校教育.....	9
3 社会教育.....	10
人権啓発.....	11
1 テーマ.....	11
2 手法.....	11
人材の育成・研修.....	12
1 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発.....	12
2 企業や団体等における研修・啓発.....	13
各種資料・情報の収集及び提供.....	14
相談体制の充実.....	14
第4章 人権の重要課題と取組の方向性.....	15
女性の人権.....	16
こどもの人権.....	20
高齢者の人権.....	24
障がい者の人権.....	28
部落差別(同和問題).....	33
外国人の人権.....	37
水俣病をめぐる人権.....	40
ハンセン病回復者及びその家族の人権.....	44
感染症・難病等をめぐる人権.....	48
(ア) 感染症をめぐる人権.....	48
(イ) 難病等をめぐる人権.....	49
犯罪被害者等の人権.....	52
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害.....	55
災害と人権.....	58
インターネットによる人権侵害.....	61
性的指向・性自認に関する人権.....	64
様々な人権課題.....	67
(ア) ハラスメント.....	67
(イ) アイヌの人々の人権.....	67
(ウ) ホームレスの人権.....	68
(エ) 刑を終えて出所した人等の人権.....	68
(オ) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権.....	69
(カ) 新たな人権課題等.....	70
第5章 推進体制等について.....	71
計画の推進体制.....	71
1 県の実施体制.....	71
2 国との連携.....	71
3 市町村との連携.....	72
4 企業・民間団体等との連携.....	72
5 家庭、地域との連携.....	72
計画のフォローアップ.....	72

はじめに

人権とは

20世紀の二度にわたる世界大戦の反省に立ち、地球上に生きる全ての人に対する基本的人権の尊重こそが世界の永久平和の基礎であることを確認した「世界人権宣言」が昭和23年(1948年)に採択されてから既に70年以上が経過しています。

世界人権宣言には、人権は世界における自由、正義、平和の基礎であり、全ての人々が人権と基本的自由を享受する上で平等であるという普遍的な人権についての原則が明示されています。これは、人権の尊重と擁護が、国を越えた共通の課題であることを世界の各国が再認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることを指摘したものであると言えます。

「人権とは何か」と聞かれると、「抽象的で難しい」「人権問題は一部の人々に対する差別の問題で、自分には関係がない」と考えがちです。しかし、人権は、「誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利」であり、誰もが自分らしく幸せに生きる権利とも言えるでしょう。「着る」「食べる」「住む」が満たされ、健康であり、生命や身体が守られ、自由に発言できるといった、全ての人の日常生活に関わるものとして捉える必要があります。

人によって追い求める「幸福」は異なります。自分が権利の享有主体であることと同様に、他人にも権利があることを認識し、互いに尊重することが「人権を尊重する」ことにつながります。

人権をめぐる動き

昭和21年(1946年)に「日本国憲法」が公布されました。憲法は、第11条で基本的人権の享有を掲げ、第13条で一人一人の人間がかけがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていく上で必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障しています。

平成12年(2000年)には、人権教育・啓発に関する理念や、国、地方公共団体、国民の責務等を規定する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法※2)が制定されました。

「人権教育・啓発推進法」第3条では、基本理念を、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の

世界人権宣言(抜粋)

【前文】

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である

【第1条】

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

【第2条(第1項)】

すべて人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地(※1)その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

【第3条】

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

日本国憲法(抜粋)

【第11条】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

【第13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【第14条(第1項)】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

※1 家柄・家の格。

※2 「人権教育・啓発推進法」第2条では、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と定義している。

様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と規定しています。第5条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定され、地方公共団体の人権教育・啓発へのより一層の取組が求められることとなりました。

「人権教育・啓発推進法」に基づき、国においては、平成14年(2002年)「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。県では、平成16年(2004年)に「熊本県人権教育・啓発基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、その後、社会情勢を踏まえた改定を行いながら、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めてきました。

平成28年(2016年)には、部落差別(同和問題)、障がい者差別、ヘイトスピーチ(※3)を解消することを目的とした、いわゆる「人権三法」が施行されました。県では、令和2年(2020年)に「熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例」を全部改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

「基本計画」の第4次改定以降も、様々な分野で新たな動きがあり、令和5年(2023年)には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法 ※4)が施行されるなど、性的マイノリティに対する社会的な関心も高まっています。また、旧優生保護法下で障がいのある人等が不妊手術を強制された問題については、令和6年(2024年)7月に最高裁判所が旧法を憲法違反とする判断を示し、被害者や家族に補償を行うための法律も令和7年(2025年)1月に施行されました。

このように、人権に関する法整備等が進められていますが、部落差別(同和問題)をはじめ、女性、障がい者、外国人等に対する偏見や差別のほか、児童虐待、インターネット上の誹謗中傷等も依然として発生しています。

令和6年度(2024年度)に実施した「人権に関する県民意識調査」では、「今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と30.7%の人が回答し、その内容として「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」や「パワーハラスメント(職場でのいやがらせ)」等が多く挙げられています。また、関心がある人権課題を複数回答でたずねたところ、「インターネットによる人権侵害」を挙げる人が最多の56.2%であり、10年前の前回調査から16.6ポイント増えています。

このような状況を踏まえ、今般、「基本計画」の第5次改定を行うこととしました。この新たな「基本計画」により、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を、更に総合的かつ計画的に推進していきます。

令和6年度(2024年度)人権に関する県民意識調査について

- ・調査時期 令和6年(2024年)8月14日～9月13日
- ・調査対象 熊本県在住の18歳以上の3,500人
- ・回収率 35.9%

平成26年度(2014年度)以来、10年ぶりに実施した調査結果を、本計画でも一部掲載する。

※3 特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

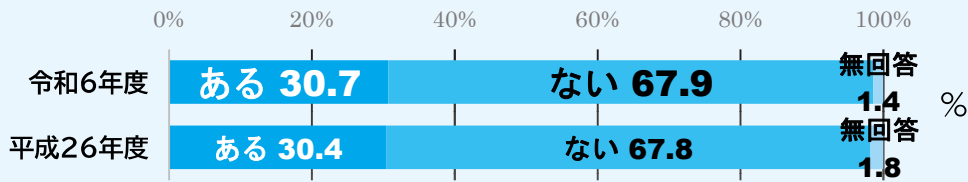
※4 LGBTは、L(レズビアン:女性同性愛) G(ゲイ:男性同性愛) B(バイセクシュアル:両性愛) T(トランスジェンダー:「こころの性」と「からだの性」が一致しないために違和感を覚えている人)の頭文字を組み合わせた性的マイノリティの呼び方の一つ。これらの分類に含まれない人もいることから、「LGBTQ+」「LGBTs」といった表現も用いられる。

●人権尊重の社会づくりに向けた主な経緯(網掛け部分は熊本県関係)

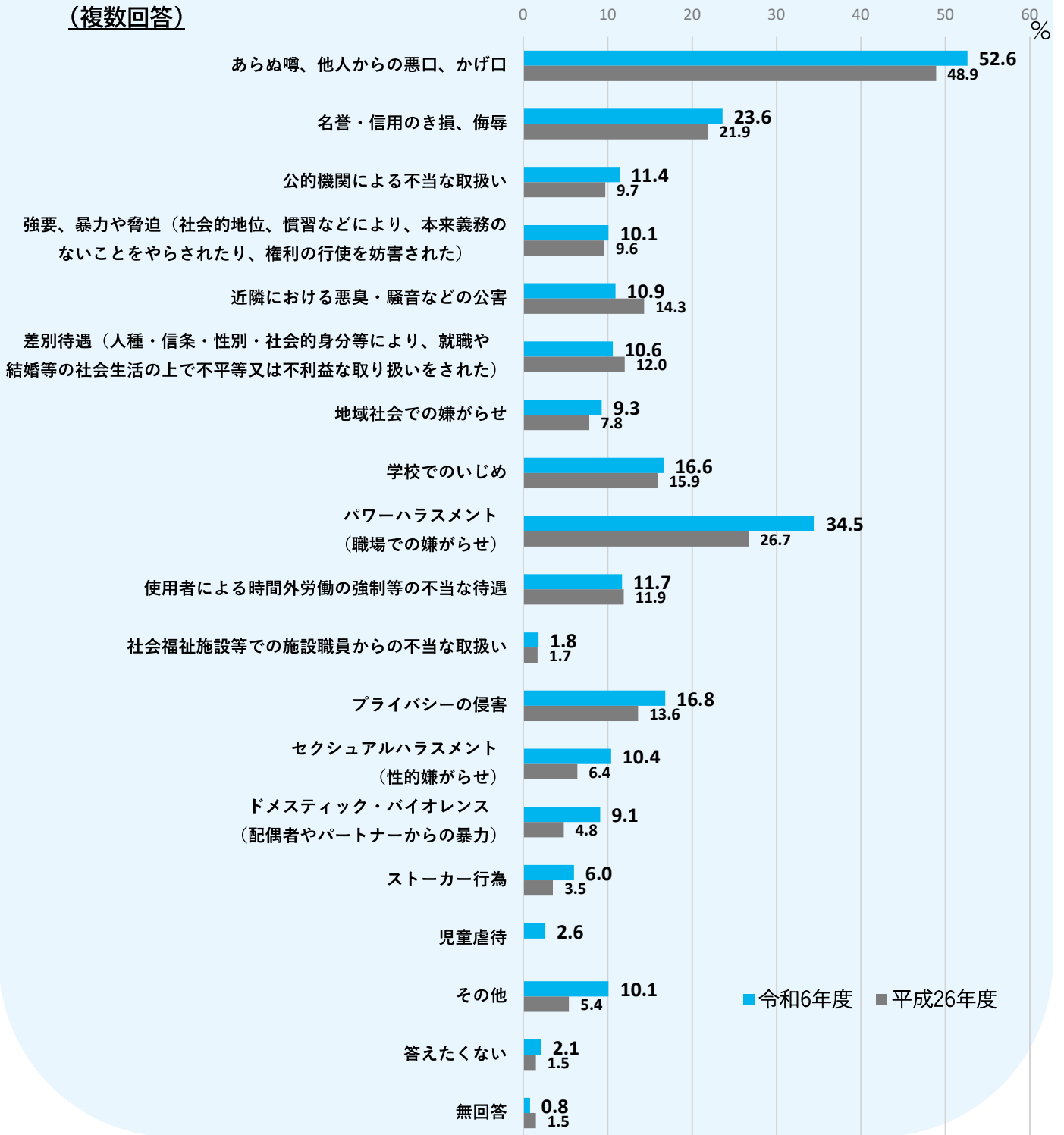
昭和21年(1946年)	「日本国憲法」公布
昭和23年(1948年)	「世界人権宣言」採択
昭和40年(1965年)	同和対策審議会答申
昭和44年(1969年)	「同和対策事業特別措置法」施行 〔 昭和57年(1982年)「地域改善対策特別措置法」 昭和62年(1987年)「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 〕
昭和60年(1985年)	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)制定
平成7年(1995年)	「人権教育のための国連10年」開始(~2004年) 「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」制定(2020年全部改正)
平成8年(1996年)	地域改善対策協議会意見具申 「人権擁護施策推進法」制定(5年間の時限立法)
平成9年(1997年)	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定
平成11年(1999年)	「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画策定
平成12年(2000年)	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)施行
平成14年(2002年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定(2011年一部改定)
平成16年(2004年)	「熊本県人権教育・啓発基本計画」策定(2008、2012、2016、2020、2025年改定)
平成17年(2005年)	「人権教育のための世界計画」第1フェーズ開始 〔 第2フェーズ(2010~2014年)、第3フェーズ(2015~2019年)、 第4フェーズ(2020~2024年) 〕
平成20年(2008年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定
平成28年(2016年)	「人権三法」の施行 ▶「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) ▶「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) ▶「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)
令和2年(2020年)	「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」施行
令和5年(2023年)	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)施行
令和7年(2025年)	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」施行

人権に関する県民意識調査(令和6年度)より

Q.あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

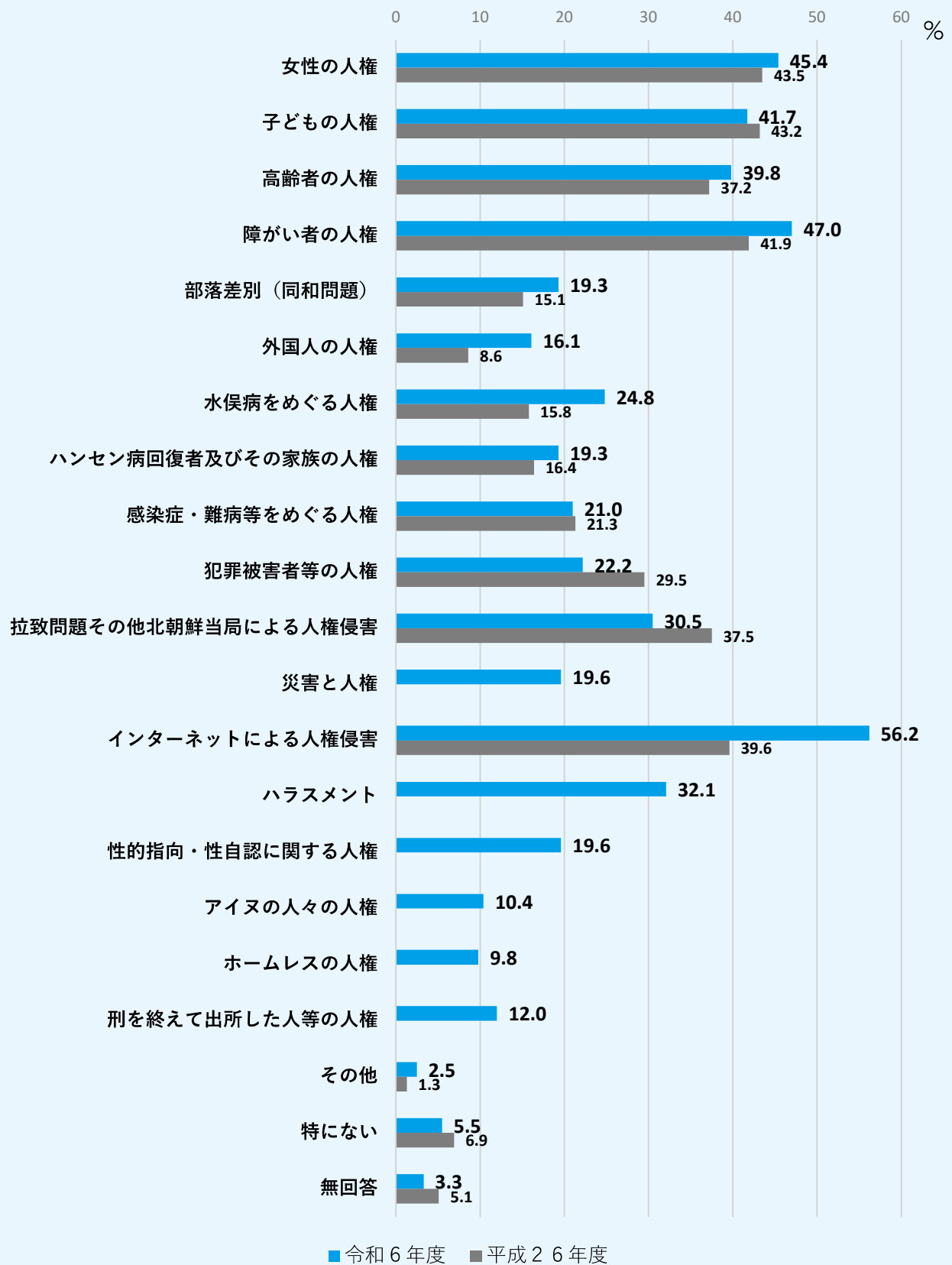


Q.（「ある」の場合）ご自分の人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか。
（複数回答）



人権に関する県民意識調査(令和6年度)より

Q.日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。(複数回答)



第1章 基本計画の位置づけ

本計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、地方公共団体として行う人権教育・啓発の方向性を示しており、「熊本県の人権施策に関する『羅針盤』」として定めるものです。

計画の趣旨

1 人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進める上では、まず、本県における人権をめぐる現状について、行政、学校、企業、団体、県民等が共通の認識を持つ必要があります。

2 人権教育・啓発の取組の方向を示すこと

様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に総合的かつ計画的に取り組むためには、取組の基本的な方向を明確に示すことが重要です。

3 行政、学校、企業、団体、家庭、地域等に求められる役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、様々な主体が、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて推進する必要があるため、それぞれに求められる役割を明らかにし、相互に連携しながら取り組むことが重要です。

計画期間

令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの4年間

計画の構成

本計画においては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や社会情勢、本県の現状等を踏まえ、人権に関する重要な課題を設定してきました。今回の改定にあたり、基本理念など人権全般に関わる事項を示すほか、「人権の重要課題」の大きな項目に「性的指向・性自認に関する人権」を加えた上で、それぞれの分野の背景や現状、課題について整理し、課題解決に向けた取組を「主な施策」として掲げています。

人権の重要課題	主な施策
女性の人権	① 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消 ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめとした支援 ③ 仕事と家庭・地域生活の両立支援 ④ 性と生殖に関する健康・権利の尊重
こどもの人権	① こどもの人権を尊重する教育・啓発活動 ② 児童虐待への対応 ③ いじめや不登校等への対策 ④ こども・若者、子育て世帯を社会全体で支える取組の充実
高齢者の人権	① 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発 ② 認知症施策、虐待への対応 ③ 自立した高齢期を送ることができる環境づくり ④ 高齢者が元気で活躍する社会の実現に向けた取組
障がい者の人権	① 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発 ② 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及 ③ 特別支援教育の充実
部落差別(同和問題)	① 部落差別(同和問題)の解決に向けた教育・啓発の推進 ② 差別事象の早期解決と再発防止 ③ 公正採用選考の推進 ④ 隣保館活動の支援 ⑤ 相談機能の強化
外国人の人権	① 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進 ② 多文化共生の地域づくり
水俣病をめぐる人権	① 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発 ② 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実
ハンセン病回復者及びその家族の人権	① ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発 ② 地域社会との共生への支援
感染症・難病等をめぐる人権	① 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等 ② 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実
犯罪被害者等の人権	① 犯罪被害者等への情報提供や相談対応・支援体制の充実 ② 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	① 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発 ② 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育
災害と人権	① 災害時要配慮者等への支援体制の充実 ② 防災教育・啓発の推進
インターネットによる人権侵害	① 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発 ② インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組
性的指向・性自認に関する人権	① 性の多様性に関する理解と認識を深めるための啓発・研修 ② 相談体制等の充実
様々な人権課題 (ア) ハラスメント (イ) アイヌの人々の人権 (ウ) ホームレスの人権 (エ) 刑を終えて出所した人等の人権 (オ) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権 (カ) 新たな人権課題等	

第2章 基本理念

「一緒につくろう！一人一人を大切にする熊本」

「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」は、「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」を基本理念とし、「取組みの基本的方向性」の一つである「いつまでも続く豊かな熊本」では、社会の多様性を実現していくため、人権教育・啓発を推進することを掲げています。

人権教育・啓発を進めていく上で、県民が自分や他の人々の人権を相互に尊重し、各々の個性を認め合う社会としていくことが大切です。また、人権について、ひとごとではなく自分のこととして捉え、県民が一緒に人権尊重のまちづくりを行っていくことが必要になります。

そこで、本計画を改定するにあたり、基本理念を「一緒につくろう！一人一人を大切にする熊本」としました。

「一人一人を大切にする熊本」とはどのような社会かという、次のようなことが挙げられます。

- 出身や社会的身分、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と尊厳を持った一人の人間として尊重される社会
- それぞれが自立し、必要に応じた支援や「社会参加の機会の平等」が保障され、自己実現できる社会
- みんなが幸せに、安心して自分らしく生きることができる社会

そして、本計画における人権教育・啓発は、以下のような視点で、全ての県民を対象とし、あらゆる場や機会を捉えて行います。

- 自分や他の人々の尊厳に気づく
- 多様性を認める「共生の心」を育む
- 物事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動できる

このような視点を持った社会の担い手を育成することにより、「一人一人を大切にする熊本」の実現を目指します。

また、日本の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念も、全てのこどもの目線に立って、一人一人の尊厳を大切にするとともに、他の人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養い、部落差別(同和問題)についての正しい理解や問題解決への積極的な関心と態度を育成することを目標としてきました。この同和教育の理念は、様々な人権問題を解決するための人権教育・啓発として引き継がれており、今後も充実発展させる必要があります。

第3章 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育・啓発の手法については、「個人の尊重」「法の下での平等」「多様性の理解」という人権全般に共通する普遍的な視点からアプローチする方法と、「女性の人権」「こどもの人権」といった個別的・具体的な視点から行う方法があり、いずれも欠かせないものです。

この章では、普遍的な視点から、県民が人権についての理解を深め、そのことを実践できるような教育・啓発の在り方について提示しています。

人権教育

県民一人一人が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に、総合的かつ計画的に取り組めます。

実施に当たっては、生涯学習の視点に立って、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、取組を推進します。

1 就学前教育

認定こども園・幼稚園・保育所等は、人やもの、自然とのふれあいや様々な遊びを通して、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣や自立心を身に付けるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な役割を担っています。このため、全ての認定こども園・幼稚園・保育所等において、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や人権を大切にする心を育てる就学前教育に努めます。特に、乳幼児期には、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められるため、全ての職員が一人一人のこどもの健全な成長発達を支援することができるよう、家庭や地域と緊密な連携を図ります。また、職員の言動がこどもに与える影響は大きいことから、職員自身の豊かな人間性や専門性の確立等を目指し、研修の一層の充実を図ります。

2 学校教育

学校教育においては、児童生徒一人一人の人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要があります。

また、それぞれの学校の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、児童生徒が社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

そのため、教職員が、部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組み、人権尊重の理念に対する理解を深め、主体的に問題解決に取り組む実践的な行動力を持った児童生徒を育成します。

推進体制の確立

学校においては、「人権尊重の精神に立った学校づくり」に向け、校長がリーダーシップを発揮するとともに、人権教育主任(担当者)を中心とした効果的な役割分担により、人権教育を組織的に進めます。

研修の充実

教職員一人一人が、人権問題解決のために教育が果たす役割と職責の重要性を強く自覚するとともに、人権感覚を磨き、様々な人権問題に関する認識を深め、実践的な指導力を身に付けられるよう、役職や教職経験に応じた段階的な研修の充実を図ります。

学習環境の整備

各学校が人権尊重の精神に立った学校運営や教育指導に努めることにより、児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を確保することに取り組みます。また、教職員一人一人の言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、言語環境を整え、児童生徒に言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努めます。

家庭・地域との連携

地域とともにある学校が、人権教育・啓発の推進拠点としての役割を十分発揮できるよう、家庭・地域との間で様々な情報を交換するなど、緊密な連携を図ります。また、人権尊重の意識が児童生徒一人一人に身に付くよう、児童生徒の生活基盤である家庭や地域の教育力向上に取り組みます。

3 社会教育

社会教育においては、「人権尊重のまちづくり」を目指し、県民一人一人が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図ります。その際、互いの人権を尊重する人権感覚を養うとともに、家庭や地域の教育力を向上させるため、家庭や地域・社会教育関係団体等と連携しながら、学習機会の提供や人材育成、相談などに総合的・継続的に取り組みます。

家庭教育に対する支援

家庭教育は、命を大切にする心や規範意識など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っており、全ての教育の出発点となります。特に、他者に対する偏見を持たず、差別しないということを、日常生活のあらゆる場面において、保護者がこどもに示すことが大切です。そのため、保護者とこどもがともに人権感覚を養うため、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備などに努めます。

学習機会の充実

人権に関する多様な学習機会を提供するため、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設に取り組みます。また、青少年等の豊かな人間性を育むため、地域人材を活用した様々な体験活動や高齢者・障がい者及び外国人等との交流を促進します。

地域における指導者の養成

人権問題に関する深い知識と実践力を持った指導者を養成するとともに、資質の向上に取り組み、地域における人権教育・啓発の推進者として広く活動できるよう支援します。

人権啓発

広報啓発や情報発信等に取り組むに当たり、自主性を最大限に尊重するとともに、県民の間に人権問題の捉え方について多様な意見があることを理解した上で、異なる意見にも寛容で自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。また、県民から幅広く理解と共感が得られるテーマや啓発手法を工夫します。

1 テーマ

人権尊重の理念についての理解促進

「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」といった人権全般に共通する理念について、県民が自ら考え、理解するとともに、「女性の人権」「こどもの人権」といった個別の人権分野について、「具体的に何が問題となっているのか」といった現状・課題が、県民に正しく理解、認識されるような啓発を進めます。

生命や尊厳、個性の尊重

児童虐待やDV、殺傷事件などの痛ましい事件や、インターネット上での誹謗中傷や差別的な情報の掲示、様々なハラスメントなど、身近なところで起きる深刻な人権問題の要因として、人の生命や人格を尊重する意識の希薄化が挙げられます。

一人一人が生命の大切さを知り、自分と同様に、他人も独立した人格と尊厳を持ったかけがえのない存在であることを実感できるような啓発により、県民の人権意識の高揚を図ります。また、周囲の意見に安易に同調したり、世間体に惑わされたりすることなく、異なる考え方や価値観を認め、個性を尊重できるような啓発を進めます。

主体的な姿勢の涵養

人権問題について、ひとごとではなく自分自身のこととして真摯に受け止めるなど、積極的に関心を持ち、日常生活においても主体的に考えたり、行動したりできるような啓発を進めます。

2 手法

対象者の発達段階に応じた啓発

広く県民が参加しやすい講演会やパネル展、街頭啓発といった啓発イベント等を実施するほか、幼児から高齢者に至るまで、発達段階に応じた人権啓発冊子や学習資料等を作成し、対象者への配布・周知に努めます。また、わかりやすいテーマや表現を用いる等、啓発を効果的に進めるための創意工夫を凝らします。

マスメディア等の活用による啓発

マスメディアは、県民が身近に情報に触れることができるという点や、幅広く県民に対する啓発を行うことができる点で、非常に効果的です。このため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネットなどそれぞれの性質を考慮しながら、その効果が最大限に発揮できるような啓発を行います。

具体的な事例を活用した啓発

人権啓発においては、実際に発生した事例を題材にして意見交換等を行うことにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題として捉え易くなります。特に、本県と関連が深い水俣病やハンセン病に関連した偏見や差別の事例を反復・継続して取り上げるなど、県民が人権問題を身近に感じられるような啓発を進めます。さらに、偏見や差別を経験した当事者の方々の話を聞くことなどにより、差別を受ける側の心情への深い理解、共感を促し、差別のないまちづくりに向けた気運の醸成を図ります。

参加・体験型研修等による啓発

県民自らが主体的に人権について考え、日常生活において自分や他の人々の人権を相互に尊重できるよう、ワークショップによる課題発見や提言といった参加・体験型の研修やイベントを増やすなどの工夫に取り組みます。

ICTの活用等による啓発

オンラインによる講演会・研修会の実施など、県民がいつでも、どこでも、望む方法で人権について学べる啓発の手法についての研究を進め、課題の整理や新たな手法の普及に取り組みます。

地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会に向け、高齢者、障がい者、外国人を含め全ての人が地域の中で自立し、社会参加の機会が得られ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。このため、交流活動やボランティア活動など、県民が自発的・主体的に活動できる機会の提供に努め、支え合いながら生活できるまちづくりを進めます。

人材の育成・研修

県民一人一人の人権が尊重されるためには、住民サービス提供の担い手である公務員や、人の命・健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関わりの深い職業等に従事する人の人権意識の向上が欠かせません。

そのため、人権感覚を磨く研修・啓発に取り組むほか、企業・団体等が人権に配慮した職場環境づくりを積極的に進められるよう、研修・人材育成の取組を支援します。

1 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

自らの業務がいかに県民の人権に関わっているか、無意識の言動に差別が潜んでいないか、人を傷つけていないか、このようなことを意識しながら業務を行えるよう、人権に関わりの深い職業等に従事する人への研修・啓発を進めます。

また、問題が生じた場合には、組織全体で共通認識を持って再発の防止を図れるよう、関係機関等との情報共有に努めます。

公務員

県職員をはじめとする公務員一人一人が、部落差別(同和問題)をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、各職場の状況に応じた研修を行います。また、研修プログラムや教材の充実を図ることなどにより、自主的な研修の促進を図ります。

教職員・保育士等

幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じた人権教育・啓発を進めるためには、教職員や保育士等が人権尊重の理念について十分な認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付ける必要があります。そのため、教職員等の経験年数や担当職務に応じた計画的な研修を推進します。また、幼稚園等や学校、地域の状況に応じて、計画・実施される校内(園内)研修の充実を支援します。

警察・消防職員

公共の安全、県民の生命、身体及び財産を守るため、直接住民等と接する機会が多いことから、人権尊重の視点に立った職務が遂行されるよう研修会等の充実を図ります。

保健・医療・福祉関係者

診断、治療、介護、相談等を通して県民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事しており、高齢者、障がい者、感染症・難病等の患者や入所者への配慮を欠くと、人権を侵害する恐れがあります。また、医療や福祉に関した教育に携わる機会も多いことから、研修会等を通じて、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養います。

マスメディア関係者

テレビや新聞などのマスメディアは、人権に関わる様々な問題等を取り上げることで、視聴者や読者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。一方、個人の名誉やプライバシーの侵害、偏見・差別を助長する内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものになる恐れがあります。マスメディア関連企業においては、これまでも人権教育・啓発について自主的な取組が行われてきていますが、関係者の人権意識の高揚に向け、積極的な取組を要請します。

2 企業や団体等における研修・啓発

企業活動が社会や人権に与える影響についてより関心が高まっている中、企業等での人権尊重の取組の推進が一層求められています。

企業や団体におけるハラスメント防止等の人権に配慮した職場環境づくりや、公正な採用選考が行われるよう、事業主や労務担当者を対象に、労働関係法令における事業主の責務や、職場における配慮事項等についての研修を行うとともに、企業等における人権研修、啓発の取組等を支援します。

各種資料・情報の収集及び提供

人権に関する文献や資料、視聴覚教材などは、人権教育・啓発を効果的に進める上で必要不可欠であるため、その資料の整備・充実に努めるとともに、県民が人権学習の機会を増やせるよう、資料の貸出しや閲覧場所の提供など、必要な支援を行います。

また、人権に関する県内外の情勢は時々刻々と変化し、多様化していることから、市町村等の関係機関と連携しながら最新の情報の収集に努めます。

さらに、関係機関や民間団体、県民等への迅速かつ適切な情報提供も必要であることから、人権に関する情報の体系化等も視野に入れ、効果的に情報収集・提供をしていきます。

相談体制の充実

県では、人権侵害が発生した場合の被害者の救済の一助となるよう、人権に関する各種の相談事業を実施しています。今後とも、人権侵害の発生や拡大を防止するとともに、被害者本人が被害からの回復に向けての主体的な意思形成を図っていくことができるよう、国や市町村との連携を図りながら、身近な相談体制の充実や周知に努めます。

県と市町村における相談体制の充実

県の人権センターは、様々な人権相談を受けて、相談者の方と一緒に解決方法を考えるとともに、相談の内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図っています。

市町村においては、身近な相談窓口として県内16市町に21箇所の隣保館（広域隣保活動事業含む）をはじめ、市町村人権施策主管課が窓口となり、相談体制を構築しています。

今後も、相談対応能力を高めるための研修会実施や市町村との意見交換を通して更なる相談体制の充実を図っていきます。

また、県では、児童相談所や女性相談センターによる取組をはじめとして、人権侵害の被害者の保護及び自立支援等に関わる各種支援施策を実施しています。引き続き、各関係機関との間で連携協力を図りながら、被害者の支援等に取り組みます。

第4章 人権の重要課題と取組の方向性

現在、様々な人権問題が国内で存在していますが、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の急激な変化なども、その要因になっている」と指摘されています。

この章では、本計画で設定する「人権の重要課題」について、これまでの経緯や現状・課題を整理した上で、課題解決に向けた取組を「主な施策」として掲げます。それぞれの人権課題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくという積極的な姿勢が、県民一人一人に求められています。

女性の人権

背景・経緯

昭和21年(1946年)に公布された「日本国憲法」に男女平等が明記され、これにより、女性の法制上の地位が大きく向上しました。

その後、日本では昭和60年(1985年)の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)の整備などで、女性の継続就業の意識も高まり、労働市場へ女性の参加が大きく進みました。その後、平成11年(1999年)の改正で、セクシャルハラスメントに関する規定が盛り込まれ、令和元年度(2019年度)の改正で、職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務が明記されました。

また、平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成を国の最重要課題の一つとして取り上げることが明記されました。国は、同法に基づいて、平成12年(2000年)に「男女共同参画基本計画」を策定し、現在は「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年度)に基づき、取組が進められています。

平成13年(2001年)に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)は、随時改正され、女性を暴力から守る法制度は着実に整備されつつあります。加えて、DV被害者を含む、困難な問題を抱える女性への支援について、令和4年(2022年)に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)に基づき、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うこととされました。

また、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、平成27年(2015年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されました。令和元年(2019年)には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大など一部が改正され、仕事と家庭の両立に関する雇用環境の整備やハラスメント防止対策が強化されました。その後、令和4年(2022年)7月に制度改正が行われ、一定規模以上の事業主は男女の賃金の差異の情報を公表することが義務付けられました。

本県の現状・課題

県では平成13年(2001年)に「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」を策定し、現在は「第5次熊本県男女共同参画計画」(令和3年度～令和7年度)に基づき取組を進めています。また、平成14年(2002年)には、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民等の責務、施策の基本事項などを定める「熊本県男女共同参画推進条例」を施行し、併せて「熊本県男女共同参画センター」を設置しました。

平成17年(2005年)にはDV防止法に基づき、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、第4次まで改訂を行いました。令和6年(2024年)に女性支援新法に基づき、「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」(令和6年度～令和10年度)を策定しました。この計画では、DV防止法に基づく基本計画を兼ねる位置づけとしており、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を推進することとしています。

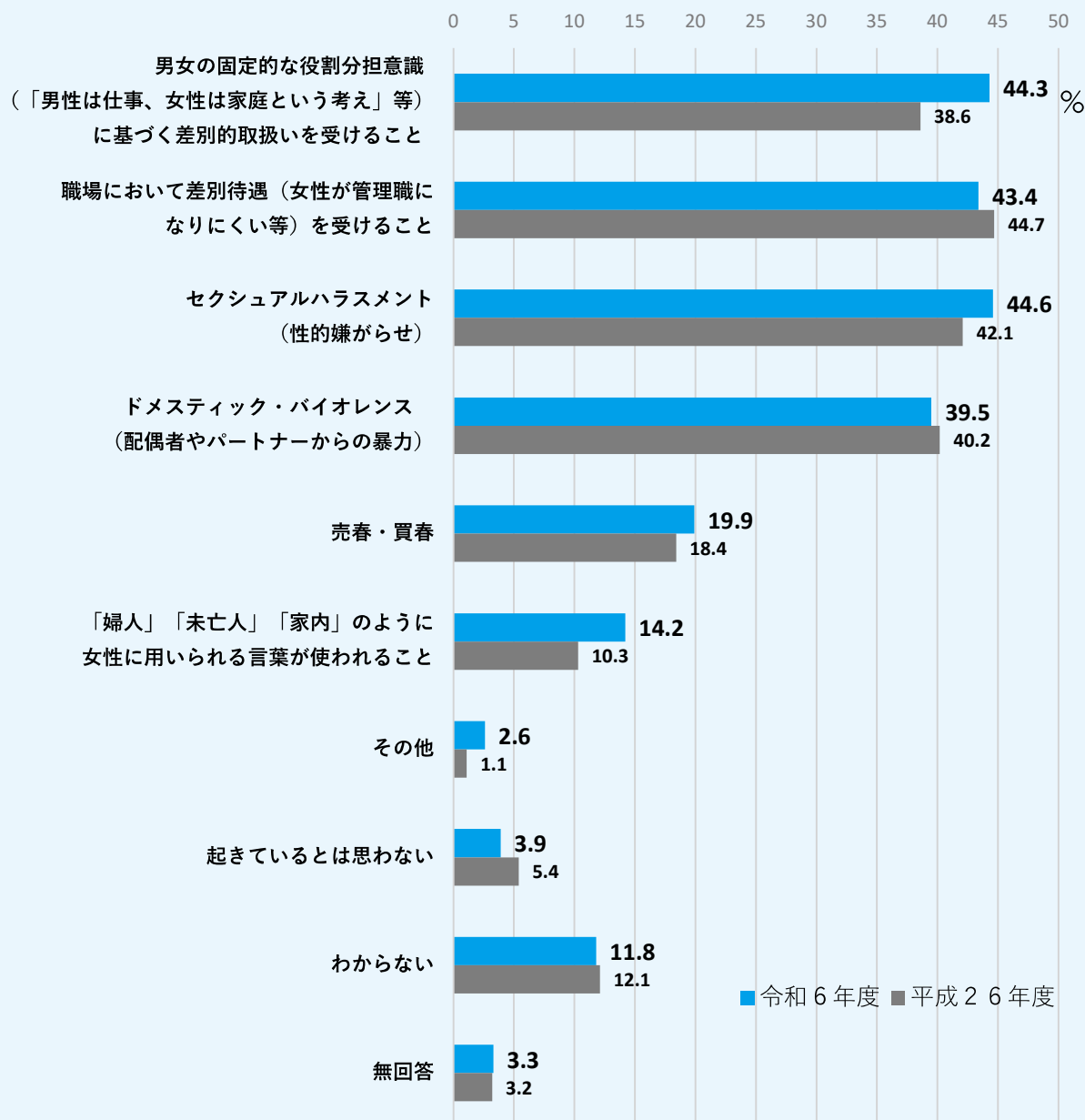
女性の人権の尊重にあたっては、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消することが課題となっており、これらの意識は女性の人権を侵害する様々な問題につながっています。

女性の人権に関する教育・啓発については、毎年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しており、DVやストーカー行為など、女性に対する暴力の根絶を訴えています。また、小学生向けDVD教材や中学・高校生向け学習教材の作成・提供により、若年層からの意識の向上に取り組んでいます。

引き続き、女性の社会進出の推進や、女性への暴力の根絶・相談体制の充実など、女性の人権問題の解決に向けた取組を推進していく必要があります。

人権に関する県民意識調査(令和6年度)より

Q 女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか。(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)」と答えた人の割合が44.6%と最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」(44.3%)、「職場において差別待遇を受けること」(43.4%)の順となっている。

- 施策 1 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消
- 施策 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめとした支援
- 施策 3 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- 施策 4 性と生殖に関する健康・権利の尊重

施策 1 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消

熊本県男女共同参画計画の着実な推進を図るため、県民向けの啓発や学校における教育、地域で活躍する人材の育成を進めます。また、各推進団体等とも連携し、性差別意識等に基づく地域慣行の見直しに取り組みます。

- 男女共同参画推進条例に基づく各種制度や事業を円滑に実施するとともに、講座・セミナーの案内や、情報ライブラリーの運営による学習機会の提供、情報発信等を行うことにより、意識の向上を図ります。
- 若年層に向けた男女共同参画の啓発のため、学習資料を作成し児童生徒の発達段階に応じた教材を提供します。
- 男女共同参画社会づくりについての幅広い知識と行動力を備え、積極的に地域で活躍する人材を育成します。
- 熊本県農山漁村男女共同参画推進プランに基づき、農山漁村における女性が働きやすい環境づくりや男女共同参画をテーマとしたフォーラム・研修会等により農林水産業分野における女性担い手の確保・育成に取り組みます。
- 女性等が抱える様々な悩みや問題についての電話や面接による相談、弁護士による専門相談を実施し、相談者への助言や情報提供を行います。

施策 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめとした支援

女性に対する暴力の起こらない社会の実現を目指し、DVやストーカー行為、セクシュアルハラスメント等を未然に防ぐための意識啓発を進めるとともに、被害を受けた女性を支援するための相談体制の充実を図ります。DV等に限らず、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性等に対する支援に取り組みます。

- 関係機関との連携のもと、県民を対象とした講演会やワークショップ、パネル展、啓発資料の作成・配布による啓発を行います。
- 「家庭から暴力をなくすキャンペーン」として、女性やこども、障がい者への暴力根絶に向けた街頭キャンペーンや講演会、シンポジウムを開催します。
- 若年層を対象に、講師派遣等によるデートDV(交際相手からの暴力)などの未然防止教育を行います。また、発達段階に応じ、男女平等を推進する教育を充実させます。
- 性暴力やDVに関する相談体制の強化や早期発見・潜在化防止のネットワークの強化等、性暴力やDV被害者の早期発見・対応のための総合的な支援体制づくりを推進します。

施策 3 仕事と家庭・地域生活の両立支援

就業意欲のある女性が継続して働ける就業環境の整備や、育児・介護サービスの充実を図ります。また、職場優先意識の解消や、男性の家庭・地域生活への参画など、男性も含めた働き方の見直しを推進します。

- 誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、国と連携して、事業主等に対する各種法令の周知・啓発を行います。
- 男女共同参画を推進している企業等を表彰することにより、働きやすい職場づくりに向けた気運醸成を図ります。
- 「女性活躍推進法」に基づく「熊本県女性の社会参画加速化会議」において、大学や企業、団体等と連携し、地域再生にとっての女性活躍の必要性、両輪としての男性の家庭・地域参画促進を進めるフォーラム等を開催します。
- しごと相談・支援センターにおいて、ハローワーク等と一体となって就業に係るカウンセリングを行うとともに、子育てや家庭生活に関する相談、労働条件や職場におけるトラブル等に関する労働相談を実施します。

施策 4 性と生殖に関する健康・権利の尊重

全ての男女は肉体的、精神的、社会的にも良好な状態で、安全で満足のいく性生活を送り、こどもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由と権利を持つという「性と生殖に関する健康・権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ※5)を尊重する取組を重視し、それぞれの実情に応じた支援を充実させます。

- 電話や面接による妊娠ところの相談窓口を設置し、妊娠葛藤や不妊、予期せぬ妊娠、思春期のからだやこころの悩みなどに対する助言、支援を行います。
- 各保健所を拠点として学校との連携を図りながら、講演会やピア(仲間)教育等を実施することにより、思春期からの正しい性と生の知識の普及啓発を行います。

※5 平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念であり、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人こどもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な避妊・出産、こどもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

こどもの人権

背景・経緯

平成元年(1989年)に「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が国連で採択され、こどもの人権については、「児童の最善の利益」の考慮など、こどもの権利保障の基準が「条約」という形で明らかにされています。

国内においては、昭和26年(1951年)に「児童憲章」が制定され、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図ることが謳われています。その後、こどもの権利については、教育や福祉の分野で発展し、法律の中で明記すべきという考えが強くなってきました。平成11年(1999年)に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」では、その目的として初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。さらに、平成12年(2000年)制定の「児童虐待の防止等に関する法律」においても、その提案理由の中で、「こどもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれました。

児童の権利に関する条約を日本が批准した平成6年(1994年)から28年が経過した令和4年(2022年)に「こども基本法」が成立し、令和5年(2023年)4月のこども家庭庁設置と同時に法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、同法において、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

また、少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下等、こどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律」などの改正が行われ、児童虐待防止対策の強化が図られています。平成25年(2013年)には、「いじめ防止対策推進法」が制定され、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが示されています。同年、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されています。この法律は、令和6年(2024年)に、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、こどもの貧困の解消に向けた取組みを強化することとされています。

本県の現状・課題

それぞれの家庭ではもちろんのこと、こどもを取り巻く地域社会、事業者、行政、学校、県民など、県全体でこどもの育ちを支えていくことが必要です。

県では、平成19年(2007年)に、県民みんなでこどもの育ちを支え、全てのこどもが、生き生きと輝く熊本の実現を目指して、「熊本県子ども輝き条例」を公布、施行しました。

また、平成25年(2013年)には、県民みんなで家庭教育を支え、基本的な生活習慣を身につけ、自立心を持ち、心身の調和のとれたこどもの育成を目指して「くまもと家庭教育支援条例」が全国に先駆けて施行されました。

さらには、国の「いじめの防止等のための基本方針」を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年(2013年)「熊本県いじめ防止基本方針」を策定し、平成28年(2016年)に改訂、令和2年度(2020年度)に2回目となる改訂を行いました。

平成27年(2015年)には、全てのこどもが健やかに育ち、豊かな心を育むことができ、また、安心してこどもを生み育てることができる地域社会を目指し、「子ども・子育て支援事業支援計画」(くまもと子ども・子育てプラン)を策定し、令和2年(2020年)に改定を行いました。

さらに、令和7年(2025年)には、「こども基本法」に基づき、「子ども・子育て支援事業支援計画」

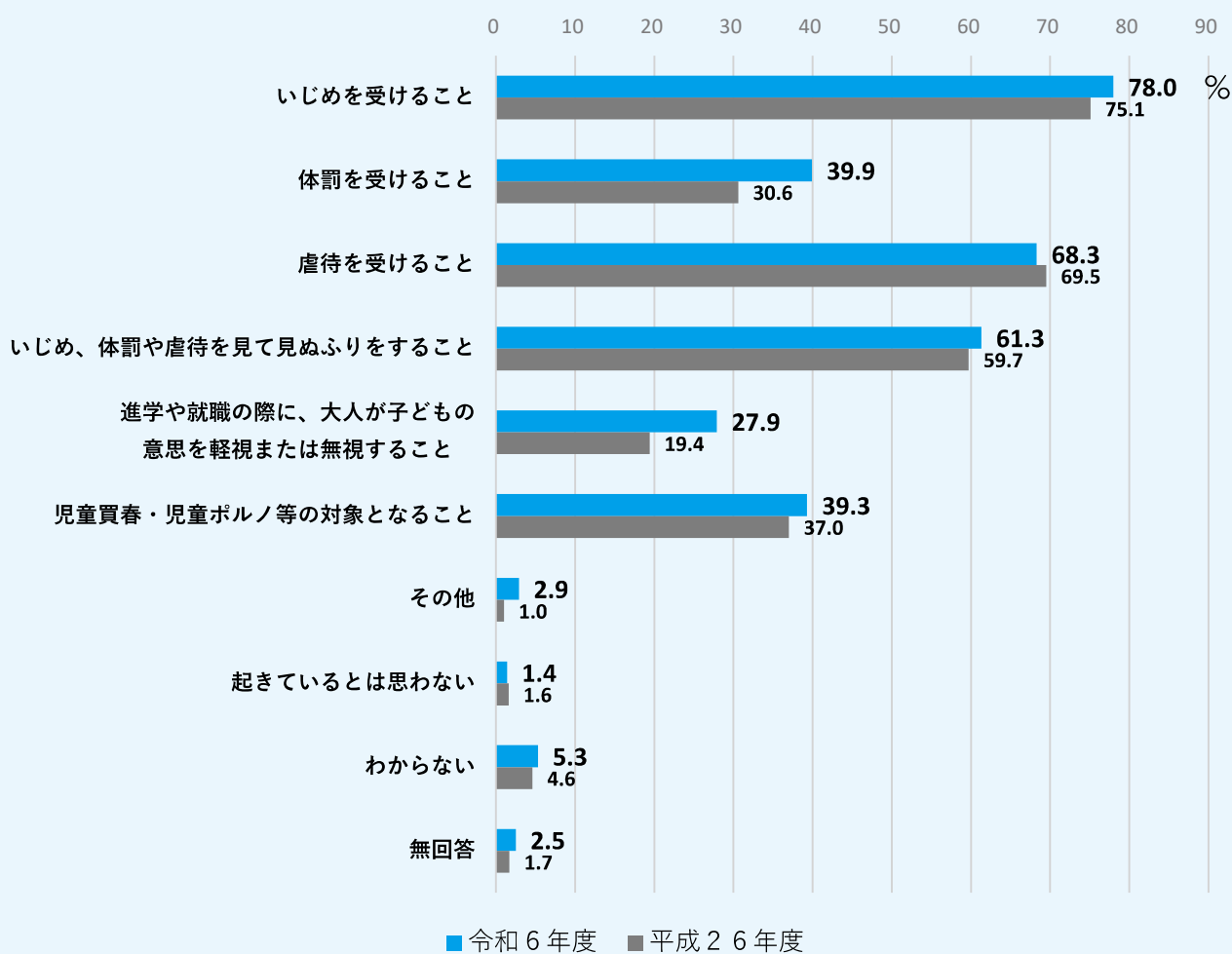
(くまもと子ども・子育てプラン)を包括的に見直し、「県こども計画」(こどもまんなか熊本・実現計画)を策定し、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」の実現を目指すこととしています。

家庭においては、児童虐待問題が深刻化し、学校においては、いじめや不登校、中途退学等の課題を抱えています。さらに、生まれ育った環境によって学習面等での課題に直面している状況等もあります。

今後も、こどもの人権を守り、こどもたちが社会的に自立していけるよう、社会全体でこどもの健全な成長を支えるための体制を充実させていく必要があります。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q. 子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「いじめを受けること」と答えた人の割合が 78.0%と最も高く、次いで「虐待を受けること」(68.3%)、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」(61.3%)の順となっている。

施策 1 こどもの人権を尊重する教育・啓発活動

施策 2 児童虐待への対応

施策 3 いじめや不登校等への対策

施策 4 こども・若者、子育て世帯を社会全体で支える取組の充実

施策 1 こどもの人権を尊重する教育・啓発活動

こどもの人権を守り、こどもたちが社会的に自立していけるよう、保護者をはじめ、行政、学校、企業、地域社会、県民等が相互に協力し、こどもの育ちの環境づくり、教育環境の整備を総合的に推進していきます。

- 全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。
- こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらも SOS を発信できていないこども・若者に必要なサービスと情報を届けるため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権啓発活動を推進します。
- こどもを主体としたイベントや人権をテーマとした作品募集等により、県民の人権意識の高揚を図ります。
- 熊本県少年保護育成条例に基づき、有害図書等に関する規制を行うとともに、こどもがインターネットを安全に利用できる環境の整備を図ります。
- 地域において、こどもの権利擁護に取り組む民生委員・児童委員・主任児童委員の資質向上を図り、県民への啓発活動を充実させます。
- 教職員の人権教育研修や実践発表、交流等による基本的認識の深化、実践的指導力の向上を図り、課題解決を組織的に進める体制づくりを進めます
- 公正な採用選考が行われ、こどもの人権が将来にわたって保障されるよう、教育活動において、人権尊重の精神に基づき行動できる児童生徒を育成するとともに、企業等に対しては、事業主等への研修を行うほか、企業が行う人権研修・啓発の取組を支援します。

施策 2 児童虐待への対応

児童虐待の防止を図るため、関係機関との連携協力体制のもと、虐待の発生予防・早期発見、早期対応に取り組めます。

- 女性やこども、障がい者への暴力根絶に向けた「家庭から暴力をなくすキャンペーン」として街頭啓発活動や講演会、シンポジウムを実施します。
- 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、児童家庭支援センター(※6)を設置し、地域に根ざした相談支援体制を確立します。
- 市町村の関係職員に対する研修等の実施等、市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた取組を支援します。

※6 地域の児童福祉に関する様々な問題について、児童に関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行う機関。また、地域の児童、家庭の福祉の向上を図るため、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う。

施策 3 いじめや不登校等への対策

「熊本県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見や組織的な対応を図るため、相談体制の整備や教職員研修の充実、学校、家庭、地域や関係機関の連携強化に取り組めます。

- 講演会や実践発表等、いじめの防止等に関する効果的な取組の実践と成果の普及に努め、いじめの未然防止、早期発見・解消を推進します。
- こどもについての相談や教職員の研修等を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置を進め、指導・支援体制を充実させます。
- 中途退学や学校生活への不適応、いじめ問題など生徒指導上の課題解決のため、教職員の指導力向上や学校全体の指導体制の整備、学校間及び家庭と地域との連携を図ります。
- 「いじめ匿名連絡サイト」(※7)を全県立学校に導入し、SNS上でのいじめやネットトラブルに対する学校の取組を支援します。

施策 4 こども・若者、子育て世帯を社会全体で支える取組の充実

「こどもまんなか熊本・実現計画」に基づき、全てのこども・若者が、大切にされている実感を持って、幸せに暮らし、成長できるとともに、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会を目指します。

- 市町村、地域、民間団体・企業等と連携・協働して、地域資源を活かしたこども・若者の遊びや体験の機会や場を計画的に創出します。
- 地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々に応援し、社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成に取り組めます。
- 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体でこどもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の取組により、学びによるまちづくりや地域人材育成、社会全体の教育力の向上に取り組めます。
- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域子育て支援拠点や一時預かり、ファミリーサポートセンター、子育て短期支援のほか、子育て世帯を支援する取組を進めます。
- こどもの貧困の解消のため、学校をはじめとした地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、各種協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。
- 市町村におけるこども家庭センターの設置支援を進めるとともに、こども家庭センターや子ども・若者総合相談センター、ヤングケアラー相談支援センター等におけるこども・若者や子育て当事者の相談支援を強化します。

※7 平成30年度(2018年度)から、周囲に相談できなかった深刻な悩みや被害に関する情報を、生徒が匿名で学校へ連絡できる環境を整備した。このサービスはこれまでの実績から、重大事案となる前の早期の問題解決につながることに同時に、SNS やネット上での発言に対する情報モラルの向上にも役立つことが確認されている。

高齢者の人権

背景・経緯

日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は令和5年（2023年）で29.1%と、今後も高齢化の進展が予測されています。令和5年（2023年）の厚生労働省の簡易生命表では、男性の平均寿命は81.09年、女性の平均寿命は87.14年となっており、「人生100年時代」に対応した社会システムの再構築が必要となっています。

国際的な動向としては、平成14年（2002年）に、スペインのマドリッドで「第2回高齢化に関する世界会議」が開催され、高齢者の社会参加を促進するなど、高齢化を新たな発展の原動力にするため、あらゆる部門のあらゆるレベルにおいて、姿勢や政策、慣行の変更を求める国連行動計画が採択されました。

日本においては、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」が制定され、同法に基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境など、総合的な高齢社会対策が進められてきたところであり、平成30年（2018年）の新大綱では、年齢による画一化を見直したエイジレス社会の構築、地域における生活基盤の整備による地域コミュニティの構築などが推進されています。

また、「認知症施策推進大綱」が令和元年（2019年）に策定され、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年（2024年）1月に施行されました。認知症の人や家族等の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、ともに認知症施策の立案等を行うことが求められています。

一方、高齢者への虐待が深刻な問題となっていたことから、平成17年（2005年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が成立し、平成18年（2006年）に施行されました。高齢者の人権に関わる問題に対しては、高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を基本とし、身体的・精神的な虐待や財産権の侵害などを防止する必要があります。

本県の現状・課題

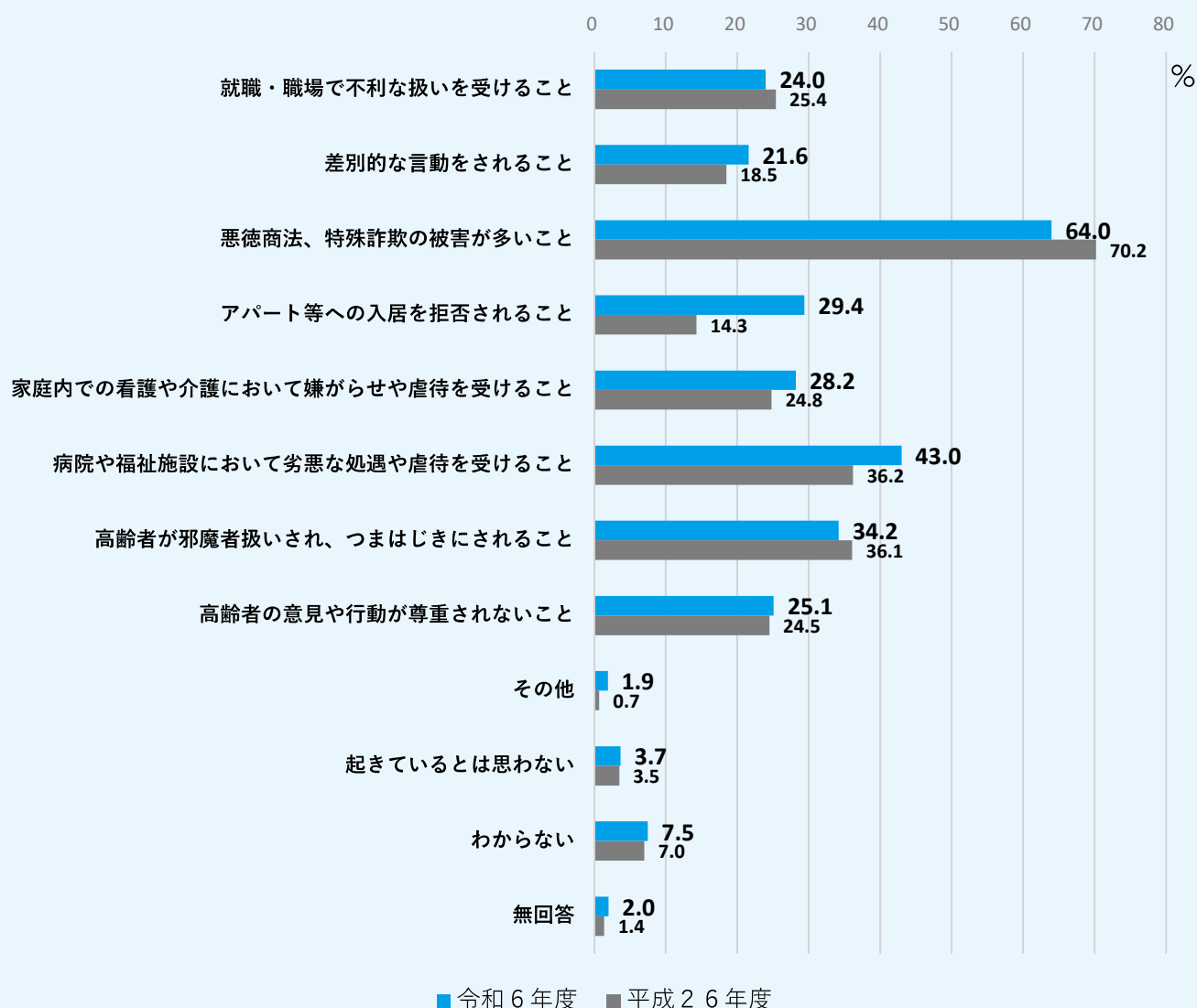
本県の高齢化率は令和5年（2023年）10月1日現在で32.3%となっており、全国平均を上回る水準で推移しています。県では、令和6年（2024年）に「第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定し、全ての高齢者が、暮らしたいと思う地域・場所で、快適かつ安全・安心に、生きがいと社会参加の機会を持ちながら、自立して長寿を全うすることのできる「“長寿で輝く”くまもと」を目指して、具体的な取組を進めています。

しかし、一人暮らし高齢者世帯は今後もしばらく増加することが予想され、本県においては高齢社会への早急な対応が必要となっています。その中で、尊厳を持って安心して自立した高齢期を送ることができるよう支援するとともに地域で支え合う仕組みを構築することが重要な課題となっています。

また、高齢化の進展に伴って、高齢者人口がピークを迎える令和7年（2025年）には、県内の認知症高齢者は約7万人に達し、高齢者の約7人に1人が認知症となることが見込まれる状況などを踏まえ、引き続き、高齢者の人権擁護に向けた取組を進めていく必要があります。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」と答えた人の割合が 64.0%と最も高く、次いで「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」(43.0%)、「高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」(34.2%)の順となっている。

施策 1 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発

施策 2 認知症施策、虐待への対応

施策 3 自立した高齢期を送ることができる環境づくり

施策 4 高齢者が元気で活躍する社会の実現に向けた取組

施策 1 活力ある明るい長寿社会の実現に向けた啓発

高齢期を健康で生きがいを持って暮らせる、活力ある明るい長寿社会の実現を目指し、国や市町村と連携した広報啓発に取り組みます。

- 広報誌の発行やHP運営等による啓発活動への支援、老人週間を中心とした地域で活躍されている高齢者の活動事例の紹介により、明るい長寿社会づくりを推進します。

施策 2 認知症施策、虐待への対応

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、認知症に対する県民の理解の促進などに向けた取組を進めます。また、高齢者への虐待の防止や身体拘束の廃止に向けて啓発や研修を実施します。

- 若年性認知症を含む認知症に関する県民への啓発や、専門職を対象とした認知症ケアの手法の普及等に取り組みます。
- 小中学生などの若い世代や高齢者と接する機会が多い生活関連企業の関係者等を対象とした、認知症サポーターの養成及び認知症サポーターが活躍しやすい環境づくりを進めます。
- 高齢者の虐待防止や身体拘束廃止に向けて、市町村や地域包括支援センター(※8)、介護施設などの関係機関に対する研修を充実させるとともに、県民への啓発を行います。

※8 平成17年(2005年)の介護保険法改正で創設され、同法に定められた、高齢者の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関。設置主体は市町村または市町村から委託を受けた法人になる。センターには、社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーが置かれ、専門性を生かして相互に連携しながら業務に当たる。

施策 3 自立した高齢期を送ることができる環境づくり

「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」(やさしいまちづくり条例)に基づき、高齢者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組みます。また、高齢者を適切な介護サービスにつなげ、消費者被害から守るための体制整備も進めます。

- バリアフリー(※9)やユニバーサルデザイン(※10)の普及・啓発を進めます。
- 高齢者の権利擁護に関する相談に適切に対応できるよう、市町村や地域包括支援センターの職員に対する研修を実施するとともに、福祉サービスの利用援助等を行う「地域福祉権利擁護センター」の充実を図ります。
- 高齢者を含む地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。
- 成年後見制度(※11)の利用促進を図るとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や市町村における活動体制の整備を支援します。
- 「熊本さわやか大学校」の運営や、高齢者のスポーツ・文化活動の振興、交流促進等の取組を支援します。
- シルバーヘルパーの養成や活動支援、広報啓発等により、高齢者の支え合いの取組の活性化を図ります。

施策 4 高齢者が元気で活躍する社会の実現に向けた取組

高齢者が生涯を通じていきいきと活躍できる社会の実現に向け、高齢者の希望や能力に応じた就労支援や、ボランティア活動など社会参加を促進する取組を進めます。

- シルバー人材センターの活動支援により、就労を希望する高齢者に仕事に従事する機会を提供し、高齢者の社会参画を促進します
- 熊本県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動への参加を促進します。
- 「熊本さわやか大学校」の運営や、高齢者のスポーツ・文化活動の振興、交流促進等の取組を支援します。【再掲】
- シルバーヘルパーの養成や活動支援、広報啓発等により、高齢者の支え合いの取組の活性化を図ります。【再掲】

※9 高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁(バリア)がある。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在する。高齢者や障がい者が自由に社会参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことをいう。

※10 「全ての人のためのデザイン」のことであり、年齢、性別、国籍(言語)や障がいの有無などに関係なく、最初から誰もが利用できるような製品や建物、環境のデザインを意味する。また、情報、サービスやコミュニケーションも含む「全ての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われている。

※11 認知症の人や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった方々は、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、消費者被害にあったりする恐れがある。このような判断能力の不十分な方々の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度。成年後見制度には、家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法廷後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度がある。

障がい者の人権

背景・経緯

平成21年(2009年)に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められ、平成24年(2012年)に「障害者総合支援法」の制定、平成25年(2013年)に「障害者基本法」の改正及び「障害者差別解消法」の制定が行われました。

これらの法整備を受けて、平成26年(2014年)に「障害者権利条約」の批准が実現しました。

また、障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務等を定めた「障害者虐待防止法」が平成24年(2012年)から施行され、各市町村に障害者虐待防止センターが設置されるなど、障がい者虐待防止のための体制整備が図られています。加えて、令和6年度(2024年度)からは、「障害者差別解消法」の改正により、事業者にも合理的な配慮(※12)の提供が義務化され、また、「精神保健福祉法」の改正により精神科病院における虐待防止措置が強化されるなど、障がいのある方々を取り巻く環境は大きく変化しています。

学校教育については、「学校教育法」等が一部改正され、平成19年(2007年)に「特別支援教育」がスタートしました。特別支援教育は、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となるものです。また、平成25年(2013年)には、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われました。また、連続性のある多様な学びの場を用意することが求められるようになりました。そのため、全ての学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を受けることができる支援体制の整備を図る必要があります。

本県の現状・課題

県では、平成7年(1995年)に制定した「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」(やさしいまちづくり条例)に沿って、バリアフリーを進めるとともに、ユニバーサルデザインの理念を取り入れた、障がい者が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。また、障がい者等用駐車場の適正な利用を促進するため、平成20年(2008年)に導入した「熊本県障がい者等用駐車場利用証(ハートフルパス)制度」(※13)の更なる普及や協力施設の拡大、駐車場の利用マナーに関する啓発にも取り組んでいるところです。

平成23年(2011年)には、「障害者差別解消法」の制定に先立ち、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、全ての県民が障がいの有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に取り組んでいます。令和3年(2021年)には、県の障がい者施策の基本的な計画となる「第6期熊本県障がい者計画」(くまもと障がい者プラン)を策定し、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指す姿として掲げ、重点施策や分野別施策を推進しています。さらに、令和5年度(2023年度)には当該計画の中間見直しを行い、関係法律の改正を踏まえて、障害者差別解消法の改正概要の積極的な周知・啓発や、精神科病院における障がい者虐待防止の研修の実施などの権利擁護に係る取組をさらに進めることとしています。

※12 障がい者が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために社会の側が行う必要な改善や変更のこと。

※13 公共施設や店舗等さまざまな施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など移動に配慮が必要と認められている方に対して、県内共通の「利用証(ハートフルパス)」を交付することで、本当に必要としている方のための駐車スペースの確保を図る制度。

しかし、障がいを経験した理由として不利益な取扱いを受ける事例や、合理的な配慮が受けられない事例、障がいのある方に対する虐待の事例等が見受けられます。

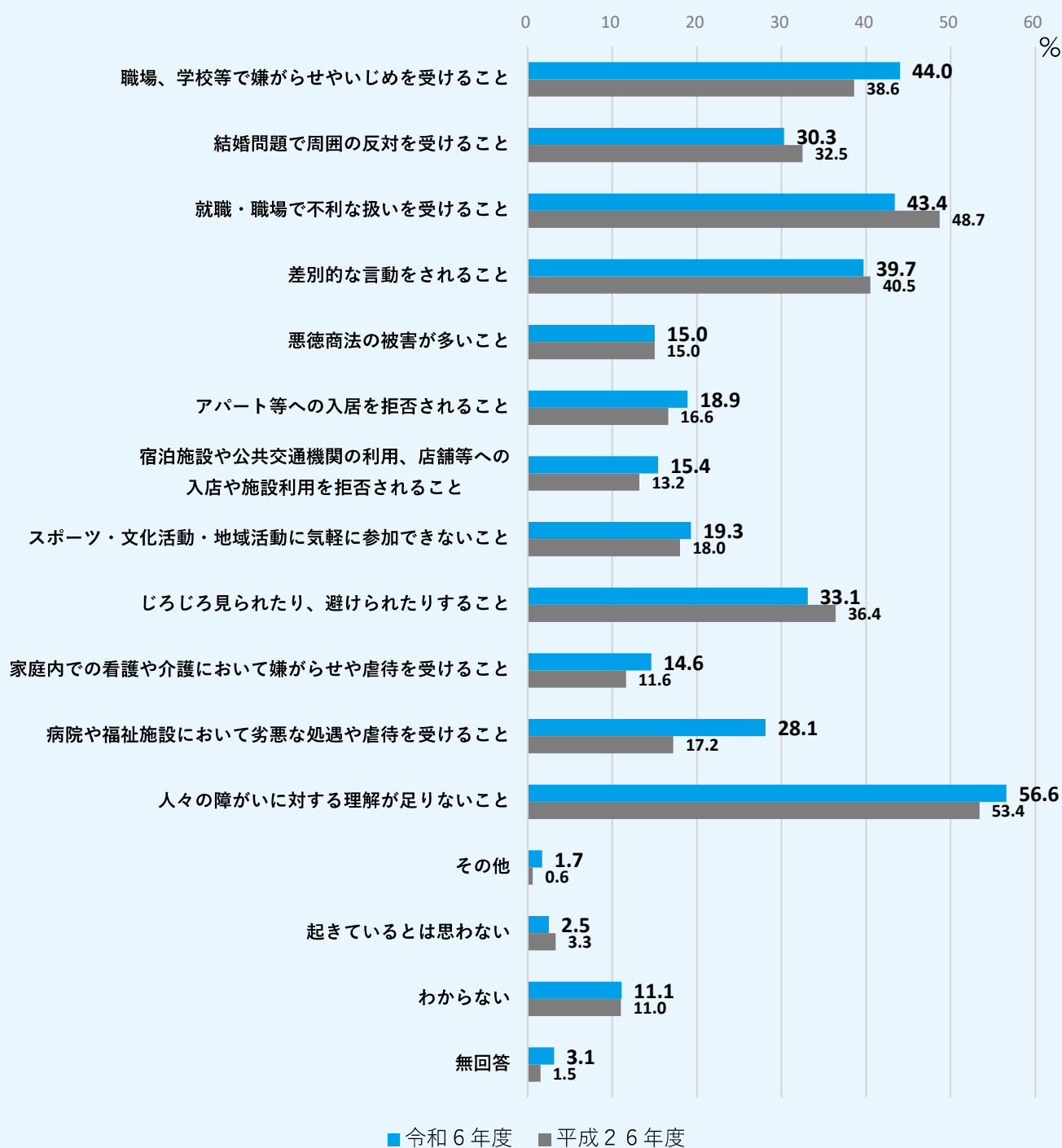
また、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨などの災害時や、新型コロナウイルス感染症拡大時には、障がいのある方々への支援について、様々な課題が明らかになりました。さらに、平成28年7月に発生した神奈川県相模原市の障害者支援施設における痛ましい事件(※14)を踏まえ、社会福祉施設等における入所者等の安全と安心の確保等の課題についても対応が求められています。

学校教育においては、特別支援学校を含む各学校間のネットワークを構築するとともに、福祉・保健・医療・労働等の関係機関と連携するなどして特別な支援を必要とする児童生徒への対応を行っています。また、学校レベル、市町村レベル、地域レベル、県レベルで教育の推進のための連携を図りながら、支援が困難な事例ほどより専門性の高い支援が受けられる「段階的な支援体制」を構築し、適切な支援を行っています。また、障がいのある児童生徒の就学にあたっては、市町村教育委員会が、障がいの状態や必要な支援の内容、体制整備の状況、専門家の意見等を総合的に判断するとともに、本人や保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、就学する学校を決定することが重要とされています。就学先決定後も、必要に応じて就学先を見直すなど柔軟な対応を行っています。

※14 平成28年7月、神奈川県相模原市の障害者支援施設に、施設の元職員である男が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19人が死亡、27人が負傷した事件。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「人々の障がいに対する理解が足りないこと」と答えた人の割合が56.6%と最も高く、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(44.0%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(43.4%)の順となっている。

施策 1 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発

施策 2 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及

施策 3 特別支援教育の充実

施策 1 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発

「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」(やさしいまちづくり条例)に基づき、障がい者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組みます。

また、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指し、障がいについての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組むとともに、日常的な触れ合いを通じた相互理解の促進を図ります。

- 「障害者週間」(12月3日～9日)を中心としたイベントや障がい者芸術展の開催、作文・ポスターの募集等により、障がい者の人権を尊重する意識の高揚を図ります。
- 出前講座等により「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や障害者差別解消法の周知啓発に取り組めます。
- 広域専門相談員による相談窓口や障がい者110番により、障がいのある方やその家族からの相談に対応します。
- 障がい者を含む地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。
- 障がい者の就業と生活を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」の設置等により障がい者の就労を支援します。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を進めます。
- 「熊本県障がい者等用駐車場利用証(ハートフルパス)制度」の普及啓発や、協力施設の拡大などの環境改善、障がい者等用駐車場の適正利用等を促進します。

施策 2 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及

障がいのある人の権利擁護に取り組む人材を育成すること等により、障がい者虐待の未然防止や早期対応を図ります。

- 「家庭から暴力をなくすキャンペーン」として、女性や子ども、障がい者への暴力根絶に向けた街頭キャンペーンや講演会、シンポジウムを開催します。
- 障がい者福祉に携わる関係者を対象として、障がい者の虐待防止、権利擁護に関する研修を実施します。
- 障がい者の権利を擁護するための成年後見制度の普及や「地域福祉権利擁護センター」の充実などに引き続き取り組みます。
- 障がいのある人の意思決定が適切に支援されるよう、障害福祉サービス事業者向けの研修を実施する等、結婚、出産、子育てを含め、障がいのある人の希望を踏まえた生活の実現に向けた取組を推進します。

施策 3 特別支援教育の充実

福祉・保健・医療・労働等の関係機関と連携しながら、就学前から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けることができるようにすると共に、一人一人の教育的ニーズに応える連続性のある多様な学びの場の整備により、特別支援教育の充実を図ります。

- 障がいのある児童生徒の就学については、本人や保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校とで教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を図ります。
- 児童生徒一人一人の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、必要に応じ学びの場の変更も含めた継続的な教育相談を行うとともに、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を整備します。
- 幼児児童生徒の特別な教育的ニーズに対応する教員の専門性の向上を図ります。

部落差別(同和問題)

背景・経緯

部落差別(同和問題)は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申(※15)では、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。この答申を踏まえ、昭和44年(1969年)には、「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、33年間にわたって生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実及び人権擁護活動の強化といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発等の取組が行われてきました。これらの特別対策の実施により、住宅や道路等の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備については着実に成果を上げ、生活環境の劣悪さが差別を助長するという状況は大きく改善されました。

しかし、結婚や土地購入等に際しての偏見や差別が依然として残り、近年では、インターネット上に差別書き込みが掲載されるなど部落差別(同和問題)はいまだ解決にはいたっていません。

こうした状況を踏まえ、平成28年(2016年)に「部落差別解消推進法」が制定され、現在もなお部落差別が存在するとし、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等が明示されました。

本県の現状・課題

県においては、部落差別(同和問題)の解決を県政の重要課題として位置づけ、これまで関係法令に基づき様々な事業に取り組むとともに、令和2年(2020年)には「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。この条例では、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにしたほか、結婚及び就職に際しての身元調査の規制の対象を県内外の事業者とするともに、部落差別解消推進法に定められた、相談体制の充実、教育及び啓発、国が行う部落差別の実態調査への協力を規定しています。

しかし、条例施行後も、誤った認識等から、結婚や土地購入に際しての市町村への同和地区の有無についての問合せや、公共施設における差別落書き、インターネット上に差別書き込みが掲載されるなど悪質な行為が発生しています。さらに、部落差別(同和問題)に対する誤った認識等を利用し不当な要求をする「えせ同和行為」(※16)は、差別の拡散につながりかねず、部落差別の解消の大きな妨げとなっています。

また、条例については、34ページの表のとおり、「知らない」と答えた人が42.0%で、「条例の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」とした人を含め、認知度を高めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、県では、条例の幅広い周知に努め、県民や企業等の認識を促すとともに、国や市町村等とネットワークを構築し、差別事象発生時には迅速な情報共有を図るなど、事案の早期解決と再発防止に向けた取組を進めています。

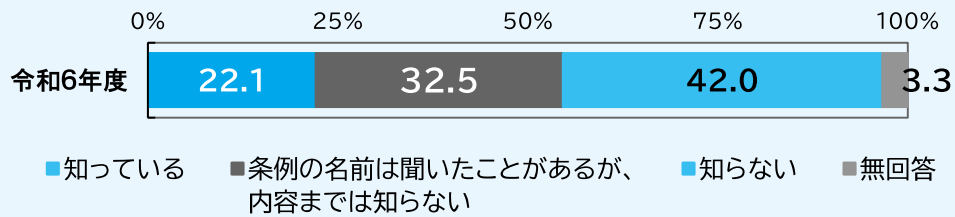
県民一人一人が部落差別(同和問題)に関する正しい認識を持ち、適切な行動が取れるよう、関係機関との連携を強化しながら引き続き教育・啓発や関連施策に取り組む必要があります。

※15 昭和35年(1960年)に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和40年(1965年)8月に出した答申で、その後の同和対策の基礎となった。

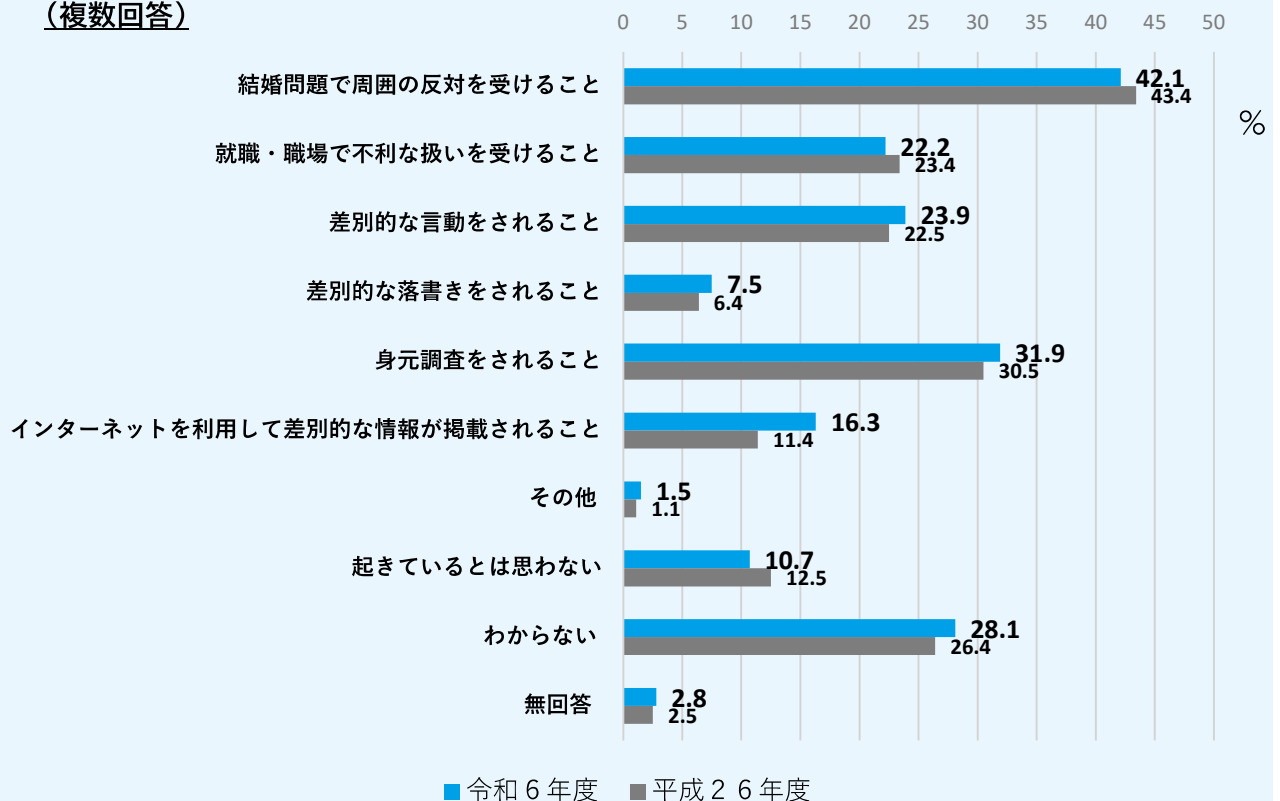
※16 部落差別(同和問題)を口実に企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為で、「部落差別(同和問題)はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識に乘じ、何らかの利権を得ようとするもの。「えせ同和行為」は、不当な要求を受ける人の人権を侵害しているだけでなく、部落差別(同和問題)に対する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっている。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を知っていますか。



Q.部落差別(同和問題)に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「結婚問題で周囲の反対を受けること」と答えた人の割合が42.1%と最も高く、次いで「身元調査をされること」(31.9%)、「差別的な言動をされること」(23.9%)の順となっている。

- 施策 1 部落差別(同和問題)の解決に向けた教育・啓発の推進
- 施策 2 差別事象の早期解決と再発防止
- 施策 3 公正採用選考の推進
- 施策 4 隣保館活動の支援
- 施策 5 相談機能の強化

施策 1 部落差別(同和問題)の解決に向けた教育・啓発の推進

現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別解消推進法」及び「部落差別解消推進条例」の理念を踏まえ、部落差別(同和問題)の解決に向けた教育・啓発を推進します。

- 県民が部落差別(同和問題)に対する正しい認識を持つとともに、それが自らの態度や行動にあらわれるよう、市町村、企業等への研修支援やマスメディア等を活用した啓発を推進します。
- 家庭や地域と連携し、就学前教育や学校教育などの全ての教育活動を通じて人権教育を組織的に進めます。
- 生涯学習の観点から、社会教育における人権に関する学習環境の整備や充実に取り組みます。

施策 2 差別事象の早期解決と再発防止

部落差別(同和問題)に対する誤った認識等に基づいて発生する差別事象の早期解決と再発防止に取り組めます。

- 現在もなお部落差別が存在し、許されないものであることなどを明記した「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、部落差別(同和問題)に対する誤った認識による結婚や土地購入に際しての差別の防止に努めます。
- インターネットモニタリングを実施し、人権侵害につながる悪質な書き込みについては、法務局や市町村と連携し、削除要請を行います。
- えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい理解の促進や対応方法の周知に努めます。
- 住民票等の不正取得の防止に一定の効果がある「本人通知制度」(※17)の導入が進むよう、市町村に対して制度説明や制度導入に必要な手続などの情報提供を行うなどの働きかけを行うとともに、必要な措置を講じるよう国に求めています。

※17 第三者からの請求により、市町村が戸籍謄抄本や住民票の写し等を交付した場合に、交付したという事実を本人に通知する制度。導入した市町村により様々な制度がみられるが、大別すると、①本人の希望により登録した住民に対して、不正の有無に関わらず通知する「事前登録型」②不正があったと認定された場合に通知され、事前登録は不要の「不正告知型」がある。両制度を併用している市町村もある。

施策 3 公正採用選考の推進

企業の採用選考に当たっては、人権に配慮し、応募者の適性と能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう取り組みます。

- 国との連携のもと、事業主や公正採用選考人権・同和問題啓発推進員等を対象とする研修会を開催します。
- 人権に関する各種資料の提供や講師派遣など、企業の人権研修を支援します。

施策 4 隣保館活動の支援

地域福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館の活動を支援します。

- 地域交流促進事業や相談機能強化事業、広域隣保活動事業など、各地域の実情に応じた隣保館活動を支援します。
- 災害時は避難所としても活用されるなど、地域に開かれたコミュニティセンターとしての一層の機能強化が期待されますが、人口減少等に伴う利用者の減少も懸念されています。国との連携により、運営費補助の確保に努めます。

施策 5 相談機能の強化

様々な人権相談に迅速・的確に対応するため、相談機能の強化に取り組みます。

- 部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権相談に迅速・的確に対応できるよう、国、市町村、関係機関との連携を進め、相談機能の充実を図ります。
- 県内の隣保館と協力し、研修会の開催や先進的な取組を行っている隣保館への訪問研修を通じて、相談員の相談対応能力の向上に努めます。

外国人の人権

背景・経緯

日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、海外の文化や慣習への理解不足から、外国人に対する偏見等による就労差別や入居・入店拒否など日常生活においての差別事例が発生しています。また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥するいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や差別的な事案が見受けられることから、平成28年(2016年)に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、適切な対応が求められています。

グローバル化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人は増えています。このような中、深刻な人手不足により、技能実習制度に基づく外国人材の受入が拡大し、外国人労働者が増加しています。また、令和6年(2024年)6月、技能実習に代わる新制度「育成就労」を創設するための法案が成立し、令和9年(2027年)には運用が開始される予定です。

本県の現状・課題

本県における在留外国人数は、令和6年(2024年)6月末時点で27,407人となっています。また、令和3年(2021年)11月、世界的半導体メーカーのTSMCが、日本で初めての工場を熊本に建設することを決定しました。今後も、TSMC第2工場や関連企業の進出等に加え、技能実習に代わる新制度の創設等に伴い、ますますグローバル化が進んでいくと見込まれます。

また、民間団体等による様々な国・地域との国際交流や、観光・ビジネスなどで海外から本県を訪れる人も含めて、海外との人的、物的交流の規模は今後とも拡大していくことが予測されます。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっています。また、伝統的な価値観を有する地域社会の中で、外国人や異文化と接する場合は、閉鎖的になりがちな傾向があります。

外国人の人権に関する教育・啓発については、熊本県国際協会と連携して、国際交流・協力を行っている県内民間団体の活動を県民へ周知し、外国人の人権についての理解を進めています。また、令和元年(2019年)に設置した「熊本県外国人サポートセンター」(※18)において、他の相談機関との緊密な連携を図ることなどにより、在熊外国人からの生活全般に係る相談に的確に対応できるよう努めています。

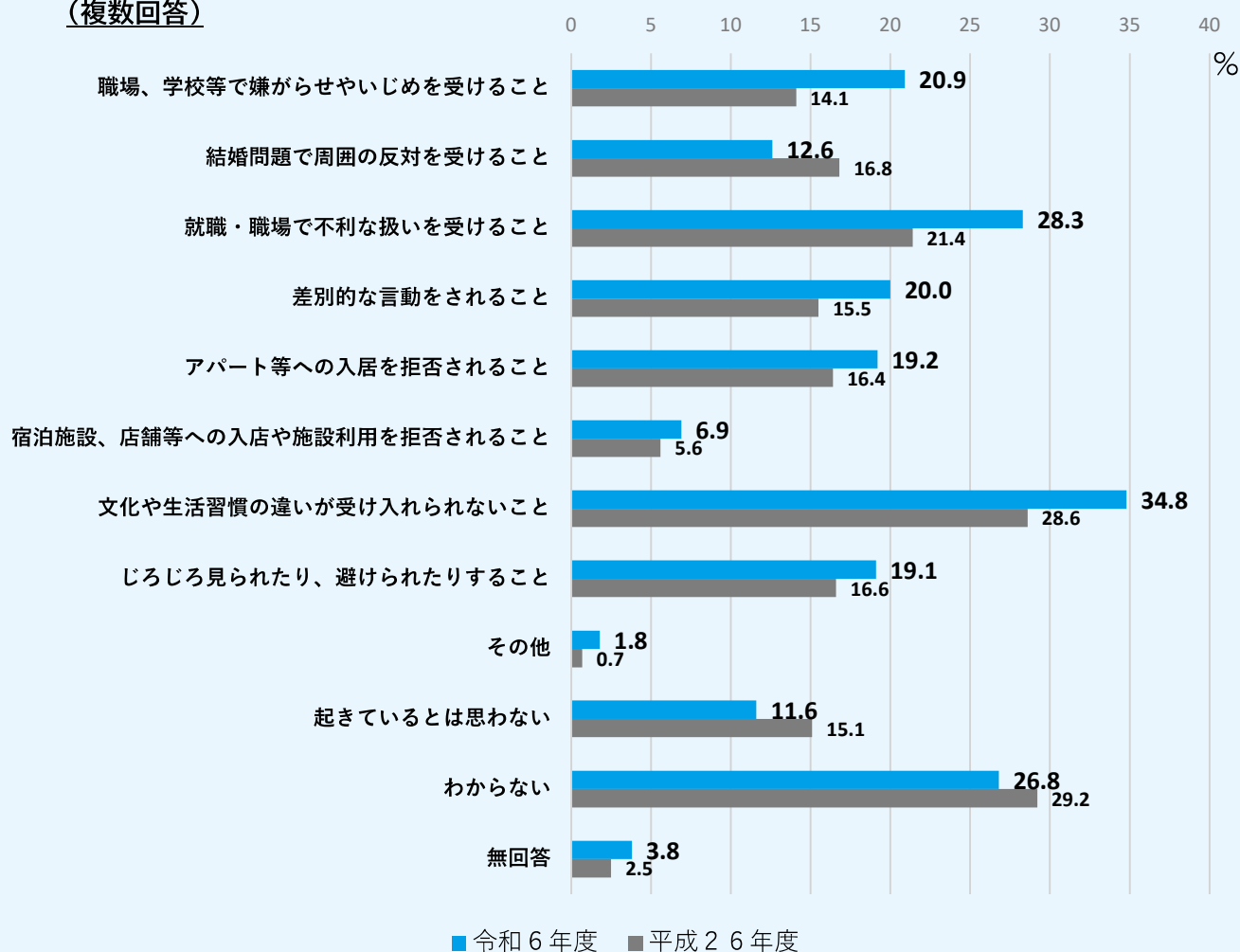
今後も、偏見や差別の解消に向け、県民一人一人が広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させ、国籍や民族の違いを超えた、外国人も日本人もともに暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を進めなければなりません。

※18 熊本に在留する外国人の生活全般に関する相談への対応と、多言語による各種情報発信を目的として、2019年9月に県庁内に開設。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「文化や生活習慣の違いが受け入れられないこと」と答えた人の割合が34.8%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」(28.3%)、「職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(20.9%)の順となっている。

施策 1 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進

施策 2 多文化共生の地域づくり

施策 1 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進

外国人への偏見や差別の解消に向け、県民一人一人が、異なる民族・国・地域の文化等についての正しい知識と広い視野を持って外国人との相互理解を深めていけるよう、啓発や交流を推進します。

- 熊本県国際協会と連携し、国際交流・協力を行っている県内の民間団体のネットワークづくりや活動への支援等を行い県民への周知を進めます。
- 小中高校からの依頼により在熊外国人等を講師として派遣し、国際理解を深める機会を提供します。
- 県内の高校において、姉妹校等との交流を促進します。

施策 2 多文化共生の地域づくり

行政、学校、企業・民間団体、県民などが、外国人の人権についての関心を高め、国籍や民族の違いを超えた、外国人が、暮らしやすく、活動しやすい「多文化共生の地域づくり」を進めていきます。

- 熊本県外国人サポートセンターにおいて、在熊外国人や県民からの様々な分野にわたる相談に対応するとともに、他の相談機関との連携等体制の整備を進めます。
- 学校・地域における日本語学習機会の確保や、日常生活、緊急時における相談・情報提供機能を充実させます。
- 在住外国人と地域住民との交流を促進するとともに、講話や研修会の実施等による防犯・防災対策等を充実させます。
- 企業の外国人材の受入環境整備を支援し、外国人材の受入方法や雇用に関する各種制度に対する理解の促進に努めます。

水俣病をめぐる人権

背景・経緯

日本における公害の原点といわれる水俣病は、昭和31年(1956年)に、水俣市でその発生が公式に確認されました。水俣市にあったチッソ(株)水俣工場(現在「JNC(株)水俣製造所」)から、化学製品の原料(アセトアルデヒド)の製造工程で副生したメチル水銀が工場排水とともに排出され、そのメチル水銀を取り込んだ魚介類を人々が知らずにたくさん食べたことが原因で、水俣病が発生しました。その中には、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、胎盤を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状を有する胎児性水俣病もありました。

国は、昭和48年(1973年)に「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)を施行し、健康被害に対する補償のため、療養費、補償費などを支給するとともに、公害保健福祉事業を行うことにより、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図りました。

水俣病問題は健康被害をもたらしたばかりでなく、いわれのない偏見や差別の問題を生じさせました。水俣は企業城下町とも言われ、チッソという企業に経済的に大きく依存していたため、患者やその家族はチッソと対立するものとして、差別や抑圧・忌避を受けるなど住民間の対立が深まり、地域住民のきずなが損なわれました。患者がチッソから受ける補償金が、中傷やねたみを招くこともありました。

水俣出身であるために結婚や就職を断られたり、水俣の産品が売れないなど、地域外からの差別もありました。このような事情から、水俣病に苦しみながらも、差別を恐れ、自分が水俣病であるということと言えなかった人もいます。

本県の現状・課題

平成16年(2004年)に、水俣病関西訴訟最高裁判所判決において、水俣病被害の拡大を防止できなかったことに対し、国と熊本県の責任が確定しました。

国・県は、この判決を真摯に受け止め、また、多くの方々が救済を求められている状況を踏まえ、平成21年(2009年)に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、平成22年(2010年)から救済の受付を開始しました。平成26年(2014年)には全ての判定が終了し、本県では3万7千人を超える方々が特措法による救済を受けることになりました。

しかし、今も「公健法」による水俣病の認定申請や裁判をされている方等もおられるため、引き続き、相談窓口での対応や、認定業務等に取り組んでいきます。

これまでに、水俣・芦北地域の再生と地域住民のきずなを取り戻すことを目的として、「もやい直しセンター」(※19)が水俣市等に建設され、人々の交流の場、地域保健・福祉の活動拠点として利用されています。更に水俣病問題について学ぶために、「水俣市立水俣病資料館」(※20)や「国立水俣病情報センター」(※21)等が建設され、水俣病に関する資料やパネル・写真の展示が行われています。水俣病資料館では、実際に水俣病やそれに伴う差別などを語り継いでいる「水俣病資料館語り部・伝え手」の皆さんの体験談を聞くこともできます。

※19 水俣・芦北地域の再生振興と地域住民の「もやい直し」(人と人との絆を結び直すこと)を進める拠点として整備された施設のこと。平成9年(1997年)から平成10年(1998年)にかけて、3つの施設が建設され、人々の交流の場として、また、保健・福祉の活動拠点としても利用されている。

※20 水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な教訓を後世に継承・発信していくことを目的として、平成5年(1993年)にオープンした施設。悲惨な公害を繰り返すことのないよう水俣病の教訓を伝えるとともに、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験などについて、展示や語り部・伝え手の方の話などで紹介し、水俣病問題を正しく認識していただけるよう情報発信している。

※21 水俣病への理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究の発展への貢献を目的として、平成13年(2001年)に設置された。水俣病に関する資料、情報を一元的に収集、保管、整理し、広く提供するとともに、水俣病に関する研究や学術交流等のための会議の開催等を行っている。

しかしながら、今なお、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語ることができないなど、水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。偏見や差別の解消のためには、水俣病に関する正しい知識を広めるとともに、様々な取組を通じた努力により、美しく豊かな海を取り戻していることなど、現状への理解を深めていくことが必要であり、引き続き水俣病の情報や教訓、発生地域の再生状況等を広く発信していくなどの取組を進めていきます。

また、長い年月の経過に伴い、水俣病被害者本人やその家族の高齢化が進んでいます。中でも、胎児性・小児性水俣病患者は、多くの人が60歳代・70歳代を迎えていますが、幼い頃から水俣病ゆえの偏見や差別を受け、また、家族も高齢の水俣病被害者である場合が多く、通院等の外出や食事、あるいは介護者の緊急時の対応等、日常生活において様々な支障や不安が生じています。

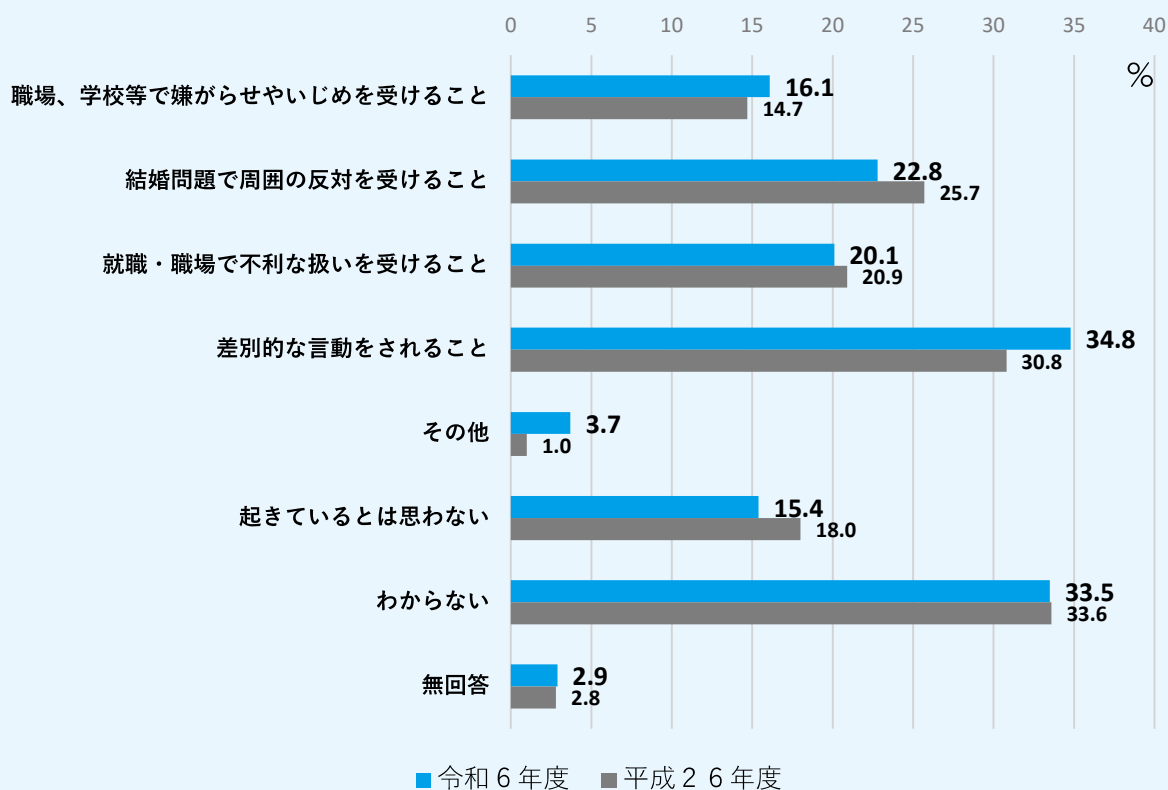
これらのことから、水俣病被害者やその家族が、地域において安心して日常生活を送ることができるよう、また、社会参加が促進されるよう、関係機関等と連携しながら、地域における支援を充実させていく必要があります。

水俣病をめぐる人権に関する教育・啓発については、学校現場における水俣病問題の啓発の取組として、県では、教職員を対象とした啓発や、水俣病患者等が小学校・中学校・高等学校の生徒への講話等を通して水俣病と水俣病の教訓を伝えるための取組を実施しています。また、県教育委員会では、県内の公立小学校及び義務教育学校の5年生全員を対象に、水俣病資料館や水俣病情報センター等での調べ学習や、語り部・伝え手の方の講話傾聴等の体験学習を通して、水俣病への正しい理解と差別や偏見を許さない心情や態度を育むことを目的とした、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施しています。このような取組をもとに、発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深め、子どもたちに差別や偏見を許さない心情や態度の育成に努めていきます。

県民一人一人が、水俣病の歴史や事実を正しく学び、水俣病の教訓として、一度破壊された環境を取り戻すことの難しさや人権への配慮がいかに大切かをきちんと学び取り、積極的に行動し、県内外に発信していくことが求められます。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.水俣病に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が34.8%と最も高く、次いで「結婚問題で周囲の反対を受けること」(22.8%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(20.1%)の順となっている。

施策 1 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発

施策 2 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実

施策 1 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発

水俣病に関する情報や教訓を発信することにより、水俣病の正しい理解を促進するとともに、発生地域の再生状況等を広く発信することにより、環境を守ることや人権の大切さを伝えていきます。

- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を通して、水俣病への正しい理解を深めるとともに、環境保全活動等に取り組む水俣の姿を学ぶ機会を提供します。
- 水俣病患者等が生徒と交流する事業等の実施や、県内高等学校や教職員、保護者を対象に、水俣病を身近な問題として理解し、水俣病の教訓を学び考える啓発事業を実施し、水俣病と水俣病の教訓を次の世代へ伝えていきます。
- 水銀による環境や健康への被害防止に向け、各国の「水銀に関する水俣条約」(※22)批准をはじめとする国際的な取組が進むよう、研修等を通して水俣病の教訓を世界へ発信します。
- リーフレット等の作成・配布、市や町の取組への支援等により、水俣病に関する知識や情報、教訓を発信します。

施策 2 被害者や家族への相談対応・支援体制の充実

被害者やその家族が地域において安心して日常生活が送れ、社会参加が促進されるよう、相談体制の整備等により地域生活を支援するための取組を進めます。

- 相談窓口の設置等を通して、水俣病発生地域に居住する住民の健康不安に対応するとともに、地域生活を支援します。

※22 平成25年(2013年)10月に、熊本市及び水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約」外交会議において、条約案が全会一致で採択され、日本を含む92カ国が条約に署名した。その後、締結国が50か国以上となり、平成29年(2017年)8月に発効され、地球規模での水銀の包括的な規制に向けた取組が進められている。

ハンセン病回復者及びその家族の人権

背景・経緯

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力はとても弱く、ほとんど発病しません。仮に発病した場合でも、現在では治療法が確立しています。また、遺伝する病気でもありません。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、日本では、明治時代から強制隔離政策がとられてきました。明治40年(1907年)「^{らい}癩予防ニ関スル件」という法律が制定され、救護者のいない患者を療養所に入所させたのが隔離政策のはじまりです。昭和6年(1931年)に「らい予防法」が制定され、強制隔離の徹底、患者の規制が定められました。熊本県では、昭和9年(1934年)から「無らい県運動」が始まり、行政・警察のみでなく市民も患者の隔離に関わっていきました。この隔離政策は、昭和22年(1947年)に薬で完治するようになった後も、昭和28年(1953年)の「らい予防法」の改定においても、また、昭和35年(1960年)にWHO(世界保健機関)から外来治療を勧告されても続けられました。平成8年(1996年)の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結しましたが、ハンセン病は完治後の後遺症として身体に障がいが残ることがあるため、依然として患者であると誤解されるような現状があります。

社会における根強い偏見に加え、高齢化などにより、療養所を退所することが困難な状況にあり、現在も多くの人々が療養所で暮らしています(全国14療養所、720人〔令和6年(2024年)5月1日現在〕)。

平成13年(2001年)に、ハンセン病回復者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国は控訴せず、判決は確定しました。その後、国によるハンセン病回復者等に対する損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

ハンセン病回復者の方々が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるように「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20年(2008年)に制定されました。同法の制定により、国立療養所の土地及び施設・設備を、地域住民等へ開放することができるようになりました。

令和元年(2019年)には、ハンセン病家族訴訟に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国は控訴せず、判決は確定しました。ハンセン病回復者の家族についても損失補償や名誉回復等の措置が進められていますが、差別や偏見を恐れ、多くのご家族が声を上げられずにいるといわれています。

本県の現状・課題

本県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池^{きくちけいふうえん}患楓園」(※23)があり、令和6年(2024年)5月1日現在で、127人が暮らしています。

菊池患楓園では、園への訪問者受入や入所者自治会への講演依頼など、県民との交流が進んでいます。平成21年(2009年)には、菊池患楓園、熊本県、合志市、患楓園の将来を考える会(入所者自治会、ハンセン病違憲国賠訴訟原告団及びその支援団体等)で協議を行い、菊池患楓園将来構

※23 明治40年(1907年)の「癩予防ニ関スル件」に基づき、全国5か所に設置された公立療養所の一つであり、明治42年(1909年)、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設された。昭和16年(1941年)から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池患楓園」に改称された。

想が策定されました。

入所者の方の高齢化も進んでおり、地域社会から孤立することがないように、同将来構想の取組として、平成24年(2012年)に保育所が開園されました。また、令和3年(2021年)に小中一貫校の開校や令和4年(2022年)に入所者の歴史を伝えるとともに普及啓発や住民との交流を図る歴史資料館がオープンするなど、地域住民との更なる交流の促進が図られています。

県内では、平成15年(2003年)にハンセン病回復者の社会参加の妨げとなるような宿泊拒否事件(※24)が発生しました。このことは偏見や差別が根強く残っていることを示しています。県では、翌年から、県民が菊池恵楓園を訪問し、ハンセン病についての知識を学び、入所者の方々との交流を深めることを目的とした「菊池恵楓園で学ぶ旅」を実施しています。

平成26年(2014年)、熊本県「無らい県運動」(※25)検証委員会から知事に対し、「無らい県運動」と称されるハンセン病隔離政策に、県が過去の歴史の中でいかに関わってきたかの検証結果が報告されました。教訓を生かし、今後の道筋を明らかにするため、県では、平成27年(2015年)に「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を設置しました。県や各界(医療界、法曹界、マスコミ等)の取組状況について意見・提言を受け、5年が経過した令和2年(2020年)1月には検討結果が知事に報告されました。この報告書での提言を受け、引き続き啓発の充実を図っていくとともに、ハンセン病回復者及びその家族を支援する「熊本県ハンセン病問題相談・支援センター(愛称:りんどう相談支援センター)」(※26)を開設し、安心して生活ができる環境づくりに努めていきます。

県教育委員会においても、ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深め、人権教育推進に向けた資質及び実践的な指導力の向上を図るため、教職員を対象とした「菊池恵楓園研修」を実施しています。これらの取組をもとに、「医学から見る」「歴史から学ぶ」「ハンセン病回復者及びその家族の人権回復」の視点から、こどもたちの発達段階に応じて継続した学習を行うことにより、学びを深め、こどもたちに差別や偏見を許さない心情や態度の育成に努めています。

ハンセン病問題についての啓発は、正しい知識の普及と併せて、人間的な交流を通じて共感を呼び取組が必要であり、今後もハンセン病回復者の方やその家族が、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう、より一層の教育・啓発を行っていく必要があります。

※24 平成15年(2003年)11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、菊池恵楓園入所者という理由でホテルが宿泊を拒否した事件。

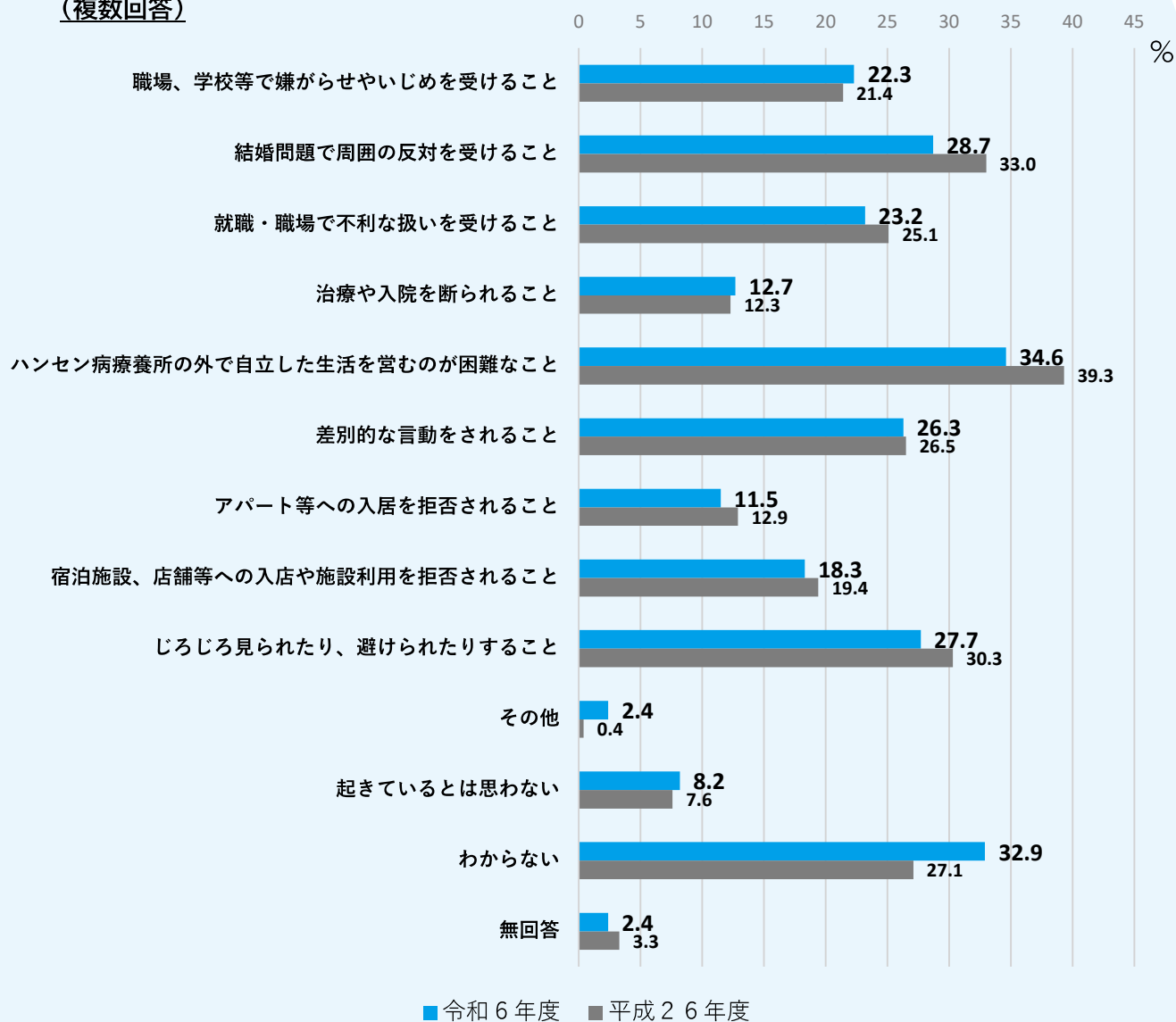
※25 「無らい県」とは、文字どおり、ハンセン病患者がいない県、すなわち、全ての患者を隔離して、放浪患者や在宅患者がひとりもいなかった県を意味する。昭和6年(1931年)「癩予防法」公布により絶対隔離政策が実施されてから広く使用されるようになった。「無らい県」を実現するため、患者を摘発して療養所に送り込んだ官民一体となった運動。

※26 ハンセン病回復者及びその家族の方の相談に応じ、一人一人に必要な支援を行い、暮らしやすい環境を整えることを目的に設置されたセンターで、熊本県から委託を受けた一般社団法人熊本県社会福祉士会が運営している。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.ハンセン病回復者及びその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」と答えた人の割合が34.6%と最も高く、次いで「結婚問題で周囲の反対を受けること」(28.7%)、「じろじろ見られたり避けられたりすること」(27.7%)の順となっている。

施策 1 ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発

施策 2 地域社会との共生への支援

施策 1 ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発

ハンセン病回復者等及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。

- ハンセン病問題についての知識を学び、入所者の方々との交流を深めることを目的とした菊池恵楓園訪問事業を実施したり、県民を対象とした講演会やパネル展、入所者による作品展の開催、リーフレットの作成・配布等による啓発を進め、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 入所者や退所者の高齢化に伴い、安心して地域で医療や福祉サービスが受けられるように、医療・福祉従事者等を対象とした研修会を開催し、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及に努めます。
- 二度と同じ過ちを繰り返さないため、ハンセン病問題の歴史を正確に記録・検証を行った、熊本県「無らい県運動」検証委員会における検証結果を活用し、関係機関等との連携に努めます。
- 「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」では、今後も引き続き県の取組状況について意見・提言を行い、啓発の充実を図っていきます。
- 教職員を対象とした菊池恵楓園研修やデジタル研修資料等を通して、ハンセン病回復者及びその家族の人権についての基本的認識を深めるとともに、人権教育における教職員の資質及び実践的な指導力の向上を図ります。

施策 2 地域社会との共生への支援

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の理念を踏まえ、療養所、県、合志市、民間団体が連携して策定した将来構想に基づき、高齢化するハンセン病回復者及びその家族が地域社会から孤立しないよう、地域住民との交流等を進めるとともに、社会生活に関する相談や支援を行う体制を整備し、共に安心して暮らせる地域づくりに努めます。

- 将来構想に基づき、療養所の敷地を活用して設置された保育所や、小中一貫校等を通して、入所者と地域住民との交流を深めます。
- 熊本県ハンセン病問題相談・支援センター(愛称:りんどう相談支援センター)において、回復者及びその家族を対象に相談対応や支援等を行い、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

感染症・難病等をめぐる人権

(ア) 感染症をめぐる人権

背景・経緯

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)など、まん延のおそれがある感染症がひとたび発生すると、国民の生命や健康、更には経済など社会全体に大きな影響を与えます。このような影響を最小限に抑えるためには、感染拡大防止対策により被害を軽減しながら、医療体制の維持や社会活動の継続を図る必要があります。そうした中で、医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識により感染症の感染者に対する偏見や差別意識が生まれ、感染者や家族等に対する様々な人権問題が生じています。

感染症に対しては、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、感染者や家族等に対する偏見や差別意識の解消等、人権尊重の視点も重要です。

そのような考えに基づき、平成10年(1998年)には、感染者の人権尊重と良質かつ適切な医療の提供、迅速かつ的確な対応を行うため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されました。

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国は、関係する法律を改正して感染拡大防止を図り、基本的対処方針において、感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行うことを決定しました。しかしながら、感染者が確認された地域では、感染者やその家族、医療従事者等に対して、職場や学校などでの心ない言動、不適切な扱い、いやがらせ、SNSなどでの誹謗中傷など人権に関わるような事例が発生しました。

また、HIV・エイズについては、昭和63年(1988年)にエイズまん延防止と患者・感染者に対する偏見や差別の解消を図ることを目的として、WHO(世界保健機関)が12月1日を「World AIDS Day」(世界エイズデー)と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。平成8年(1996年)からは、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS(国連合同エイズ計画)がこの活動を継承しています。

国内においても、UNAIDSが提唱する「World AIDS Day」に賛同し、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する偏見や差別の解消等を図ることとし、取組を行っています。

本県の現状・課題

新型コロナウイルス感染症については、令和2年(2020年)に県内でも感染者が確認されると、感染者やその関係者、医療従事者やその家族等に対する不適切な扱いや誹謗中傷等、人権に関わるような事例が発生しました。県では、「新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針」を定め、県民に対し、感染症に関する知識や情報を提供するとともに、「感染者等に対する偏見や差別、誹謗中傷は絶対にあってはならない」と人権への配慮を強く訴えました。

HIV・エイズについては、各保健所で、感染を早期に発見し、確実に治療に結びつけることを目的として、エイズをはじめとする性感染症等の相談・検査を行っています。

HIV・エイズをはじめとした感染症をめぐる人権については、医療機関や学校、事業所等と連携しながら、講演会や出前講座、街頭キャンペーン、イベント等を通じて啓発を行っています。

さらに、その他の感染症に関しても、例えば結核等の感染症が発生し、関係者に健康診断を実施する際には、必要に応じて疾患についての正しい理解を促す説明会を行うなど、感染者や家族等の人権に配慮した対応を行っています。

今後、新たな感染症危機が発生した際にも感染者や家族等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する正しい情報・知識の普及や、感染者等の人権への配慮についての啓発を更に進めていく必要があります。

(イ) 難病等をめぐる人権

背景・経緯

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病をいいます。難病は、経過が慢性にわたるため、経済的な問題のみならず介護等を要する場合には家族の負担が重く、精神的な負担も大きいものがあります。また、難病はその種類も多くさまざまな病気の特徴があり、個人差があるため、自立生活が送れなかったり生命の維持が困難だったりするものばかりではありません。一方で、疾患による外見の変化や、視覚障がいや肢体不自由などによる行動上の変化があるなど一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。

平成27年(2015年)1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。これにより、医療費助成制度や患者の療養生活支援等に関して、法律に基づき実施されることになりました。

本県の現状・課題

難病患者等の人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するために、難病に関する適切な情報を提供するなど普及啓発に取り組む必要があります。

各保健所では、当事者をはじめ、医療、福祉、教育、雇用に関連する職務に従事する者等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図っています。

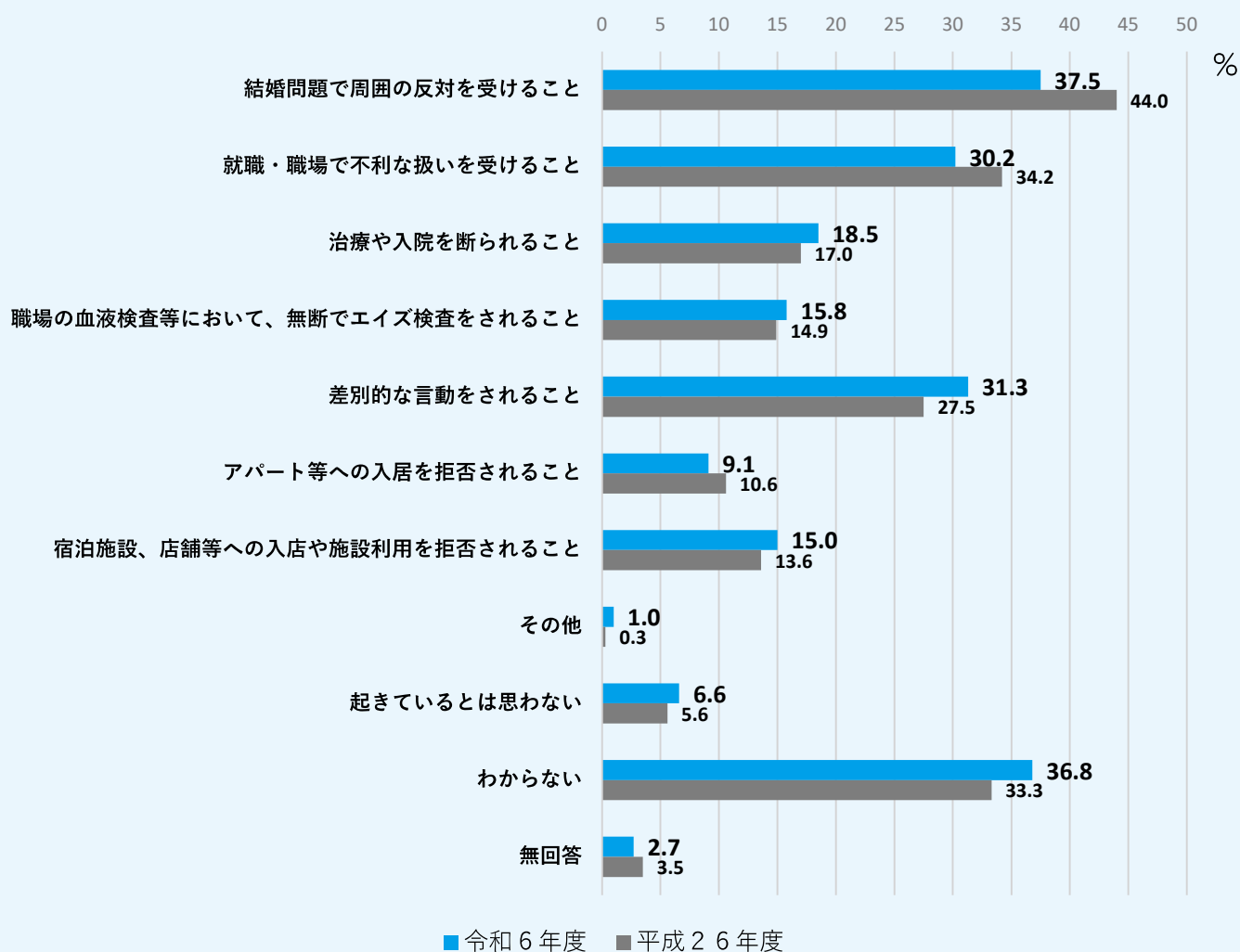
また、平成17年(2005年)に開設した「熊本県難病相談・支援センター」では、地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談・支援の取組を行っています。同センターでは、難病患者の生活安定のため、就労及び就労継続への取組として、労働関係の団体・機関で構成された熊本県難病患者就労支援ネットワーク会議による関係機関の連携体制の推進を図っているほか、各保健所及び難病患者会と連携し、療養生活における不安や悩み等に対する相談対応や諸制度に関する情報提供等を行い、難病患者とご家族等に対する支援を行っています。

難病等をめぐる人権に関する教育・啓発については、熊本県難病相談・支援センターにおける情報発信、ハローワークと連携した事業所への理解促進に取り組んでいます。

今後とも、難病患者に対する理解が深まるよう、医療、福祉、教育、雇用それぞれの立場で難病についての正しい知識の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.HIV感染者(エイズ患者を含む。)及び難病患者等やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「結婚問題で周囲の反対を受けること」と答えた人の割合が37.5%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」(31.3%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(30.2%)の順となっている。

施策 1 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等

施策 2 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実

施策 1 感染症に関する正しい知識の普及・啓発等

感染者やその家族、関係者等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する県民一人一人の理解の促進や、感染者等への偏見・差別等の未然防止に向けた取組を進めます。また、感染者等からの相談を通じて必要なサポートを行います。

- 感染症に関する正しい情報の発信や、感染者等に対する不適切な扱いや誹謗中傷等を未然防止するための啓発に取り組みます。
- エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、街頭啓発やパネル展の開催等による感染症に関する正しい知識の普及・啓発、マスメディア等を活用した相談・検査に関する情報の発信に取り組みます。
- エイズをはじめとする性感染症についての正しい理解を促進するため、学校において、関係機関との連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた系統的な性に関する指導に取り組みます。
- 各保健所においてエイズや梅毒をはじめとする性感染症等の相談・検査を受けやすい体制づくりや、相談業務に当たる人材の育成に取り組みます。

施策 2 難病患者や家族への相談対応・支援体制の充実

難病患者等が地域で尊厳を持って、安心して暮らすことができるよう、難病に関する情報の提供など普及啓発に取り組みます。

- 各保健所に「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、当事者をはじめ、医療、福祉、教育、雇用の分野の関係者等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援について情報共有、連携強化を図ります。
- 熊本県難病相談・支援センターにおける患者や家族への相談対応や情報発信、地域交流活動への支援を行います。
- 難病患者の生活安定のため、就労及び就労継続への取組として、労働等関係の団体・機関で構成された熊本県難病患者就労支援ネットワーク会議を開催し、関係機関の連携を図ります。
- 企業等への啓発、医師等への研修会を実施するとともに、患者個人の難病の特性を踏まえ、難病患者の就労や就労継続に向けた、労働関係機関との情報共有や相談支援に取り組み、治療と就労の両立を図ります。

犯罪被害者等の人権

背景・経緯

犯罪等の被害に遭った方の多くは、犯罪そのものによる直接的被害だけでなく、それに伴い生じる、精神的なショック、再び被害に遭うのではないかとといった不安、捜査・公判への対応に係る精神的・時間的負担、医療費の負担や収入が途絶えることによる経済的負担、周囲の好奇の目や誤解に基づく中傷、過剰な報道といった、いわゆる二次被害にも苦しんでいます。

このような状況を踏まえ、国においては、犯罪被害者、その家族又は遺族の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」を施行し、更に施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定し、現在は第4次基本計画に基づき各種施策が進められています。

本県の現状・課題

熊本県においては、平成15年(2003年)に設立した「(社)熊本犯罪被害者支援センター」(現:公益社団法人くまもと被害者支援センター)(※27)において、犯罪被害者等への相談対応や支援を行うとともに、相談員や被害者支援ボランティアの養成に取り組んでいます。また、「犯罪被害者等基本法」の趣旨を踏まえ、熊本県が犯罪被害者等への支援施策を推進する上での基本的な考え方を明らかにするため、平成20年(2008年)に「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針」を策定するとともに、令和2年(2020年)12月に「熊本県犯罪被害者等支援条例」を制定・施行し、犯罪被害者等の権利利益の保護や犯罪被害者等に対する県民意識の醸成等に取り組んでいます。

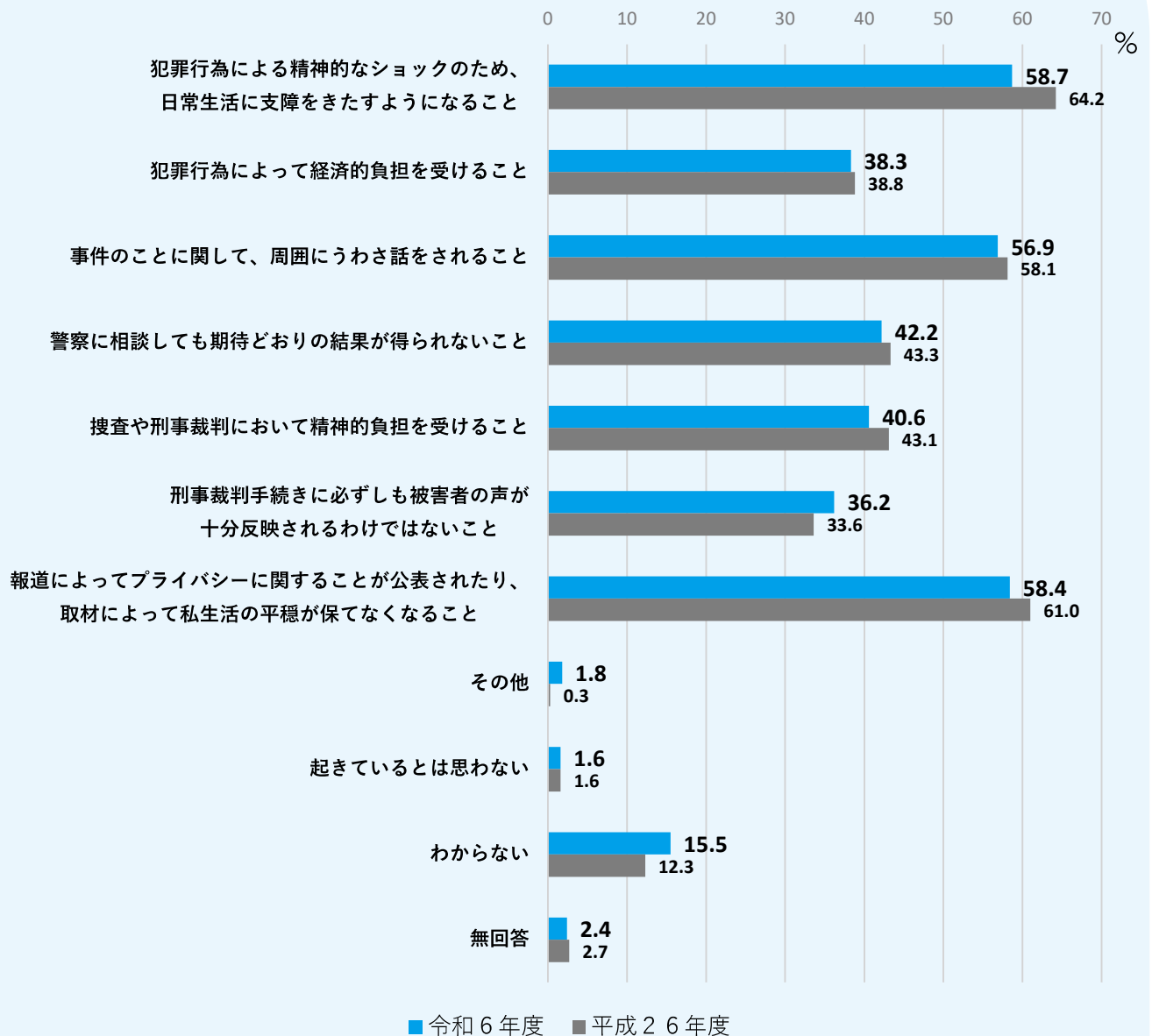
県民の誰もが犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等の立場になる可能性があり、県民が犯罪被害を受けた場合には、必要な支援が受けられるよう被害回復のための諸制度に関する情報提供や相談体制の充実、犯罪被害者等が周囲からの不適切な言動等で更に傷つけられるといった二次被害を防止する必要があります。

特に、二次被害の防止においては、県民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要です。犯罪被害者等に対する県民の理解の増進と配慮・協力を一層促していくため、引き続き教育・啓発に取り組む必要があります。

※27 犯罪等の被害者やその家族・遺族に対して、精神的ケア・付添いといった直接的支援や支援者の育成、自助グループへの援助などを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害の回復や軽減に資することを目的とした民間団体。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「犯罪行為による精神的なショックのため、日常生活に支障をきたすようになること」と答えた人の割合が58.7%と最も高く、次いで「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって平穏の生活が保てなくなること」(58.4%)、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」(56.9%)の順となっている。

施策 1 犯罪被害者等への情報提供や相談対応・支援体制の充実

施策 2 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発

施策 1 犯罪被害者等への情報提供や相談対応・支援体制の充実

犯罪被害者等が刑事司法手続や保護手続、被害回復のための諸制度に関する情報提供や継続的な支援を受けられる環境の整備に取り組みます。

- ❑ 被害直後において犯罪被害者等が必要とする支援情報を提供するため、「支援の手引き」を配付します。
- ❑ 犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人くまもと被害者支援センター」において、犯罪被害者等への相談対応や支援を行うとともに、相談員や被害者支援ボランティアの養成に取り組みます。
- ❑ 県と県警察、くまもと被害者支援センターを中核とした、市町村、司法、医療、福祉、教育等の関係機関との連携強化により、被害者の状況に応じた必要な支援を提供できるよう、体制の更なる充実を図ります。
- ❑ 性暴力被害者に対しては、警察への届出促進、被害の潜在化防止を目的としたワンストップのサポートセンターを設置し、電話やメールでの相談対応や医療機関受診のサポート、弁護士・臨床心理士などの専門家による相談を実施します。
- ❑ 交通事故相談所において、交通事故被害者等からの交通事故に係る各種相談に対応します。

施策 2 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発

犯罪被害者やその家族の人権の擁護に向け、被害者等の現状を理解し、被害者の視点で支えていくための啓発等に取り組みます。

- ❑ 犯罪被害者の講演会開催等を通じ、犯罪被害者等が置かれた現状や支援の必要性についての広報・啓発に取り組みます。
- ❑ 次世代を担う中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を通じて、被害者も加害者も出さないという社会気運や社会全体で被害者等を支えるという意識醸成に取り組みます。
- ❑ 捜査過程における二次被害の防止及び被害者等への適切な対応を図るため、職員に対する研修の充実を図ります。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

背景・経緯

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。平成14年(2002年)に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認め、政府認定の日本人拉致被害者17人のうち、5人とその家族は帰国が実現しましたが、残りの方々については、現在も安否不明のままです。

この問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携して対応していくことを目的として、平成18年(2006年)に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題に対する国際的関心も高まっており、令和5年(2023年)の国連総会では、組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が19年連続で採択されました。

平成26年(2014年)には北朝鮮において特別調査委員会が発足し、全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査が開始されましたが、発足後、北朝鮮からの調査報告はなく、北朝鮮に迅速な調査を求める状況が続いています。

本県の現状・課題

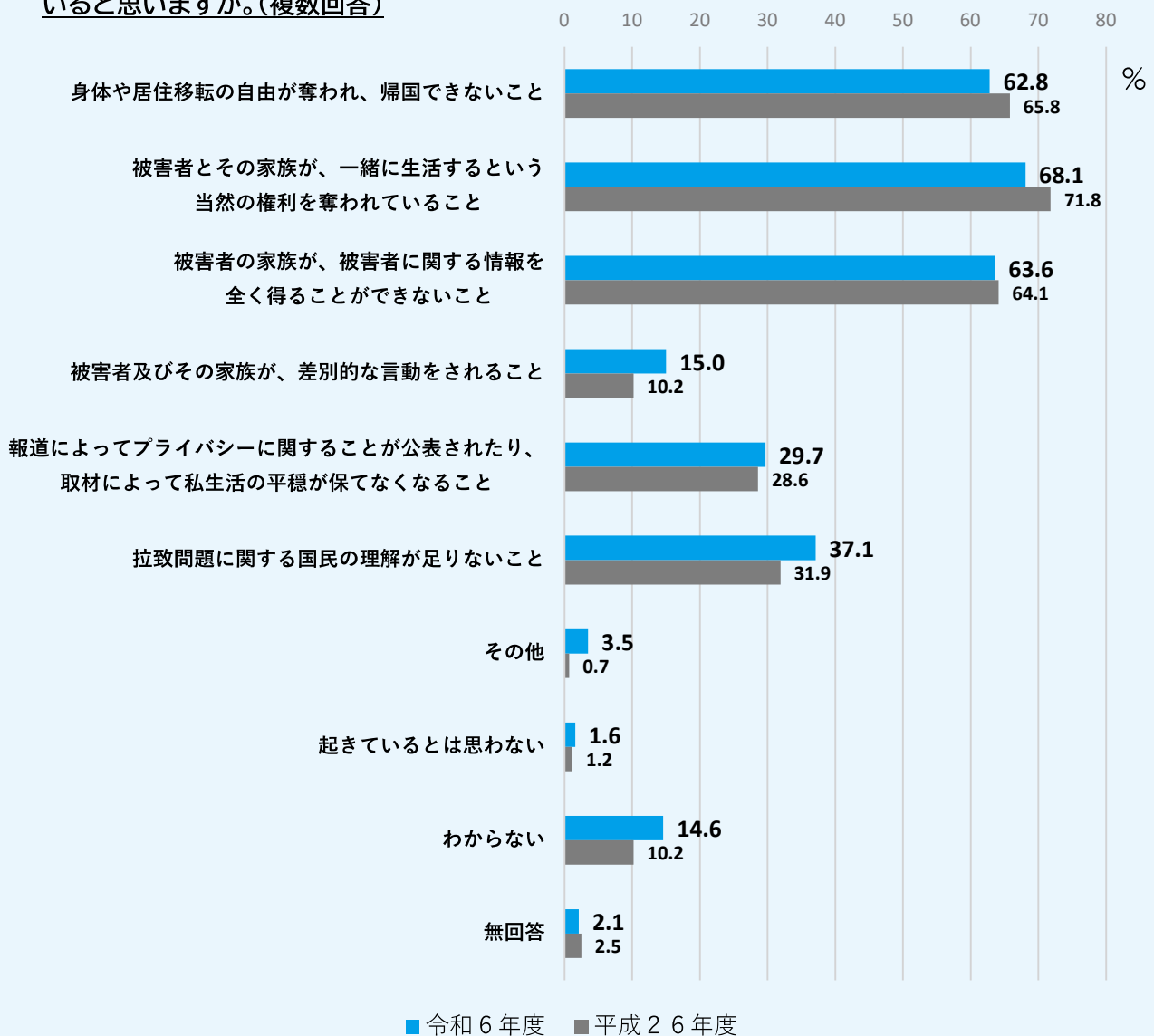
県及び県教育委員会では、県民が広く拉致問題について関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に拉致問題を考える講演会をはじめ、ポスター・パネル展示等、様々な啓発事業を実施しています。また、拉致問題に含まれる、家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどの教育的な課題を、拉致被害者家族の手記や映画等を通して、人権教育の中で適切に取り上げるなど、児童生徒にお互いの人権を大切にすることが育つように取組を進めています。

一方で、無理解や誤解による在日朝鮮人の方々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。

引き続き、この問題に対する県民の正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組んでいく必要があります。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか。(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」と答えた人の割合が 68.1%と最も高く、次いで「被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと」(63.6%)、「身体や居住移転の自由が奪われ、帰国できないこと」(62.8%)の順となっている。

施策 1 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発

施策 2 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育

施策 1 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発

広く県民が拉致問題についての関心と認識を深められるよう、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)を中心とした啓発に取り組めます。

- 各学校において、本県の拉致被害者をテーマとした啓発小冊子を活用し、若い世代の拉致問題についての関心と認識を深めます。
- 講演会の開催やポスター・パネル展示等、拉致問題についての関心と認識を深めるための啓発活動を実施します。
- 無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害を防止するための啓発活動に取り組めます。

施策 2 拉致問題等に関する理解と認識を深めるための教育

拉致問題等に関する教育を通して、家族愛や命の大切さを伝えるとともに、人権尊重の意識を培う取組を進めます。

- 拉致被害者家族の手記や映画等を人権教育の中で取り上げるなど、児童生徒にお互いの人権を大切にす意識や態度が育つような取組を進めます。

災害と人権

背景・経緯

日本では、これまで、阪神・淡路大震災や東日本大震災のほか、台風や豪雨などの災害が、地域に大きな被害をもたらしてきました。こうした災害では、多くの人命、身体が危険にさらされますが、中でも、高齢者や障がい者など避難の際に支援を要する方々（避難行動要支援者）は自力で迅速な避難行動をとることが困難なことから、各市町村において、あらかじめ避難行動要支援者を把握するとともに、情報伝達や避難誘導の方法について、個別避難計画を作成しておく必要があります。

また、大規模災害では、避難所に大勢の被災者が押し寄せたり、不自由な避難生活が長期化したりする傾向にあるため、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの特に配慮を必要とする人（要配慮者）が安心して避難生活を送ることができるよう、それぞれの特性やニーズに配慮した対応を心がける必要があります。

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年（2013年）に災害対策基本法の改正が行われ、市町村は、指定避難所の指定や避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるとともに、避難所における生活環境の整備に努めることとされ、国により「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示されました。

しかし、その後の災害においても、多くの高齢者や障がい者が犠牲となられたことから、令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正では、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

本県の現状・課題

平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨では、本県で甚大な被害が発生し、避難誘導や避難所の運営について、様々な課題が明らかになりました。

避難誘導においては、避難行動要支援者名簿が作成されていても、個人情報保護の観点から、自主防災組織等が事前に避難行動要支援者を把握できず、円滑な誘導が困難な地域や、個別計画が未作成、あるいは有効活用されず、在宅の高齢者や障がい者の円滑な支援が困難な地域もありました。平時からの地域における情報共有の在り方や、避難行動要支援者の特性に応じた個別計画の検討、見直しが求められています。避難所においては、プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮、女性や子どもなど緊急時に弱い立場になる人々の安全確保等の環境の整備、被災者の心のケア、外国人の避難状況把握の体制等に課題があります。要配慮者を含めた全ての利用者の視点に立った、きめ細かな支援を行うためには、人権に配慮した検討・見直しを進める必要があります。

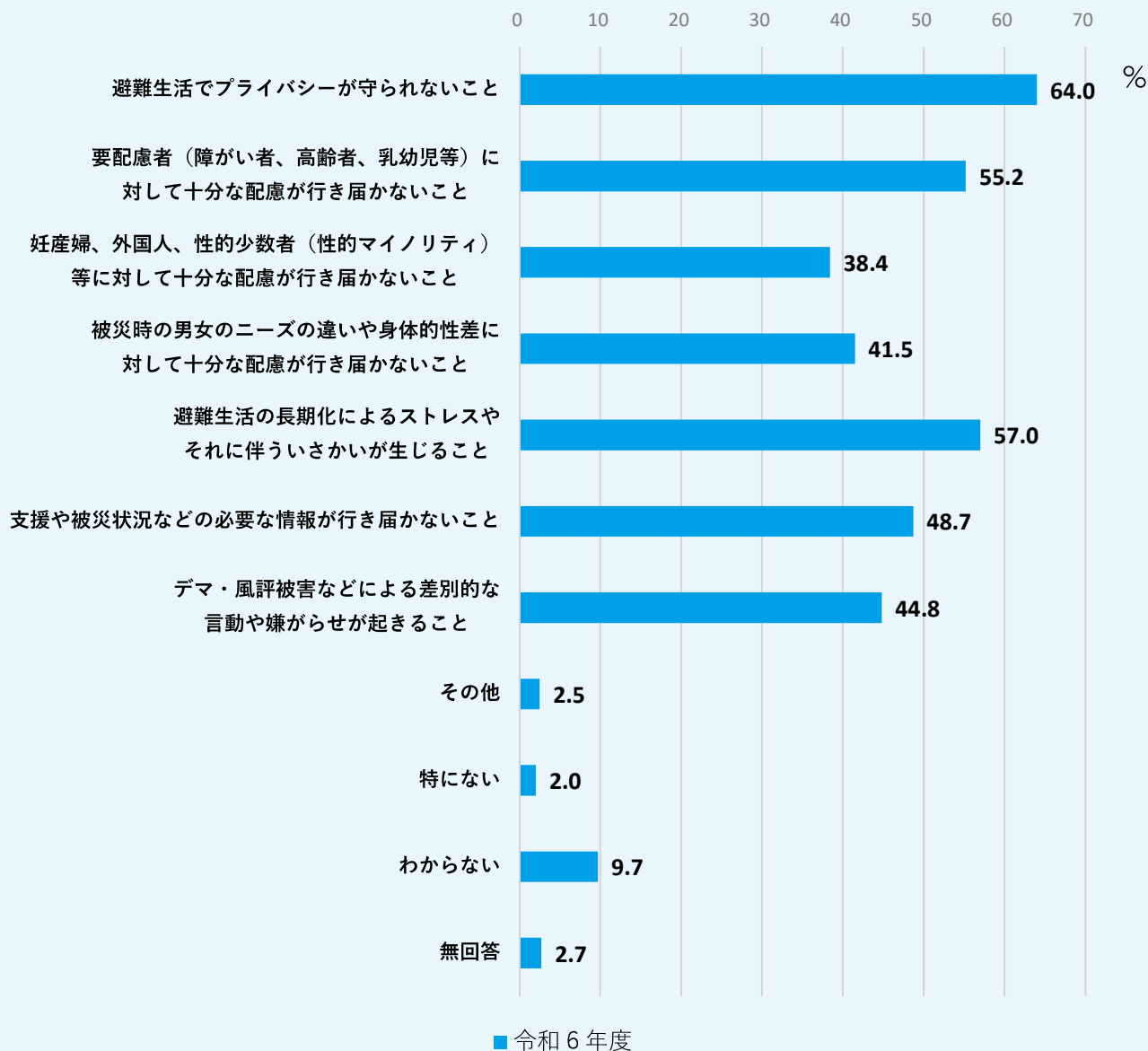
そこで、災害時における避難行動要支援者の生命と身体を守るため、防災・福祉部局間で連携の上、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることとしており、市町村における個別避難計画の作成率並びに計画の実効性を高める取組を支援しています。

本県では、平成25年（2013年）から「避難所運営ガイドライン」や「避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、市町村におけるマニュアルの整備支援を進めてきました。平成29年（2017年）には、熊本地震後の対応に係る検証結果を踏まえ、避難所運営に関する基本的な事項をまとめた「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、令和6年（2024年）5月には、国の避難所運営ガイドライン等の改正や令和2年7月豪雨の経験を踏まえた改訂を行い、市町村に周知しています。避難所の運営に当たっては、運営に関するノウハウを持つNPOや災害ボランティア等との連携を図るとともに、様々な主体の参画により、要配慮者を含めた全ての利用者の視点を踏まえた運営体制を構築していくことが求められます。

さらに、公助はもとより、自助・共助の取組を促進するため、県や市町村、事業者、県民等の取り組むべき事項を明らかにするとともに、災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、防災に関する教育・啓発を継続的に進めていく必要があります。また、市町村と連携しながら、学校や地域、家庭等が一体となった防災教育・啓発にも取り組んでいくことが重要です。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.地震等の災害時に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「避難生活でプライバシーが守られないこと」と答えた人の割合が 64.0%と最も高く、次いで「避難生活の長期化によるストレスやそれに伴ういさかいが生じること」(57.0%)、「要配慮者(障がい者、高齢者、乳幼児等)に対して十分な配慮が行き届かないこと」(55.2%)の順となっている。

施策 1 災害時要配慮者等への支援体制の充実

施策 2 防災教育・啓発の推進

施策 1 災害時要配慮者等への支援体制の充実

災害発生時または発生のおそれがある時の速やかな避難、円滑な避難所運営による被災者の負担軽減が図れるよう、避難支援や避難所運営に関する計画やマニュアルの作成を促進します。

- 市町村における避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援するとともに、避難所運営マニュアル、高齢者、障がい者をはじめとする要配慮者に係る福祉避難所運営マニュアルの作成を支援します。
- 災害時における女性のニーズや視点も踏まえ、プライバシーの確保や女性・子どもへの暴力の防止・安全確保に配慮した避難所の設置・運営について、市町村を支援します。

施策 2 防災教育・啓発の推進

災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、県民への啓発や学校における防災教育の促進に取り組みます。

- 熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨の教訓を踏まえた防災啓発資料により、県民への啓発を進めます。
- 学校における防災教育を促進し、地域との連携を図るとともに、各県立学校においては学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用して防災体制の充実に努めます。

インターネットによる人権侵害

背景・経緯

インターネットやSNS等を通じて、人権に関わるような問題が数多く発生しています。例えば、誹謗中傷や出会い系サイトに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫、児童ポルノの流通、さらには、部落差別(同和問題)に関わる人名・地名などに関する差別的な情報の掲載など、偏見や悪意に満ちた内容も少なくありません。

そのような中、国は、平成14年(2002年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)を施行し、その後も改正を重ねてきました。令和4年(2022年)の改正では発信者情報の開示手続の簡易・迅速化等について、令和6年(2024年)には、SNS等を運営する大手事業者に投稿の削除を申請する窓口の整備を義務付けることなどを盛り込んだ改正法が成立、通称も「情報流通プラットフォーム対処法」に変更されました。

また、誹謗中傷対策として、令和4年(2022年)には、刑法が改正され、侮辱罪の法定刑が引き上げられました。

さらに、平成15年(2003年)に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法、平成31年(2019年)一部改正)を施行し、犯罪から児童を守る取組も進められており、平成21年(2009年)には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法、平成30年(2018年)一部改正)を施行し、フィルタリングサービス(※28)の活用など青少年による有害情報の閲覧を減らすための取組も進められています。

本県の現状・課題

本県においても、インターネットの匿名性を悪用し、他人を誹謗中傷する、あるいは、差別を助長する情報を掲載するなど、人権に関わる被害の発生が確認されています。また、子どもへのスマートフォンの急速な普及に伴い、出会い系サイトなど様々なコミュニケーションサイトに関連したトラブルや、インターネットやSNSを通じて行われるいじめの問題も顕在化しています。

こうした問題を未然に防ぐには、インターネットやSNSの利用者一人一人が正しい情報を見極め、それを活用する力(情報リテラシー)を身に付けるとともに、情報安全・情報モラルに関する理解を促進することが重要です。また、ネット上でのいじめ等の防止に向け、ネット上でもルールやマナーを守り、自他を大切にする意識を高められるような教育・啓発を進めていく必要があります。

さらに近年、子どもが自分の裸体をスマートフォンで撮影した画像をメール等で送られる被害(自画撮り被害)が後を絶ちません。

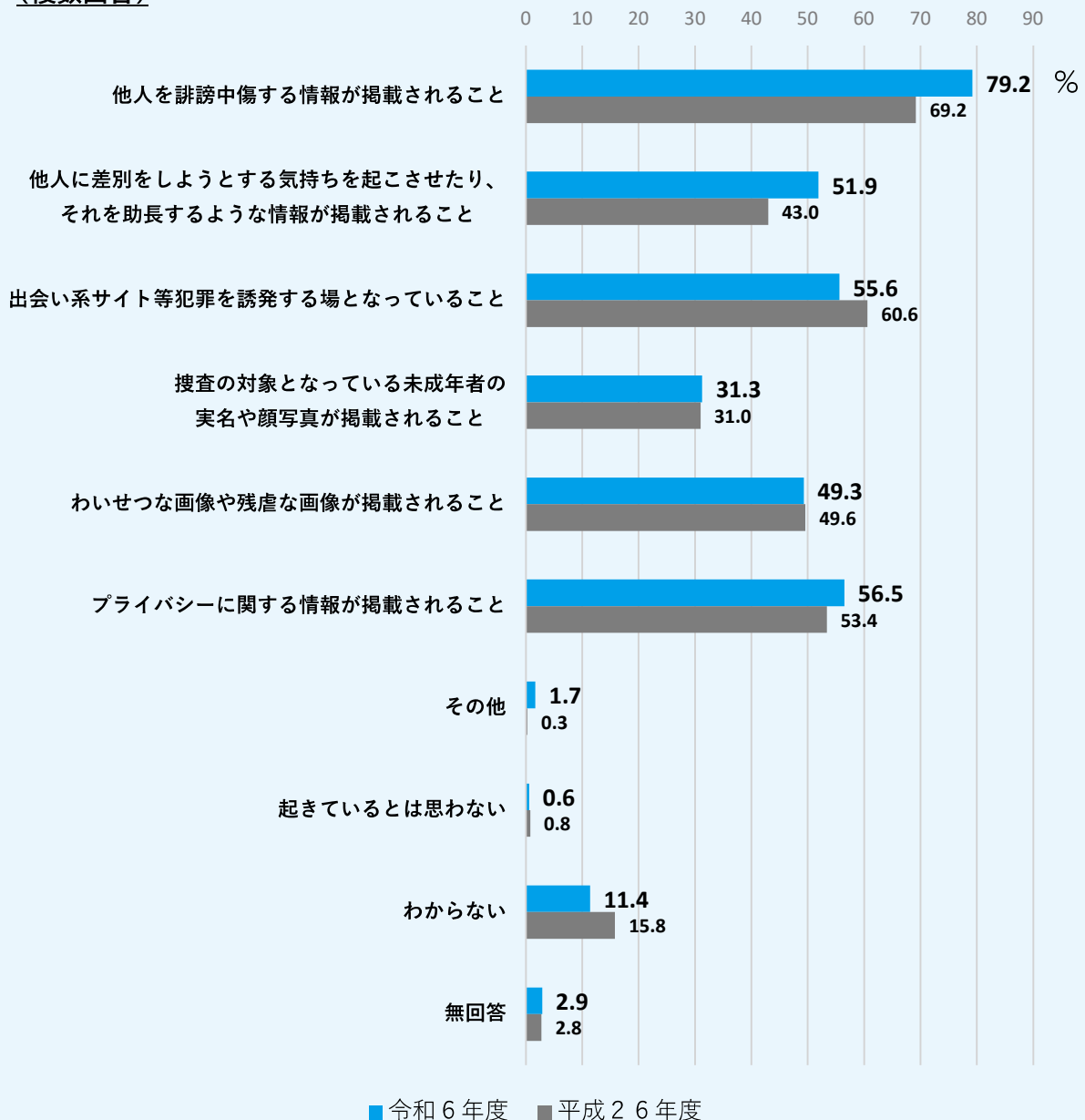
こうした犯罪から子どもを守るため、県では、平成31年(2019年)に「熊本県少年保護育成条例」を改正し、少年自身の児童ポルノ等の画像を執拗に要求する行為を禁止し、罰則を設けています。

また、62ページの表のとおり、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」への懸念が多く挙げられています。こうした情報の発信・拡散を防ぐため、国や関係機関等との連携を一層進めていく必要があります。

※28 インターネットのページを一定の基準により、子ども向けの健全なサイトなど「表示してよいもの」と、出会い系サイトやアダルトサイトなど「表示禁止のもの」などに分ける機能。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」と答えた人の割合が79.2%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」(56.5%)、「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」(55.6%)の順となっている。

施策 1 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発

施策 2 インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組

施策 1 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発

県民一人一人が、情報安全や情報モラルについての関心を高め、情報リテラシーを身に付けられるような教育・啓発に取り組めます。

- 各種媒体を活用し、情報安全や情報モラルに関する広報啓発に取り組めます。
- セミナーの開催や研修テキストの作成・配布等により、情報モラルや情報リテラシーを高める取組を進めます。
- 小中学生によるインターネットの安全利用についての標語コンクールを開催します。
- 教職員研修や教育活動の支援、家庭向け指導資料の作成・配布等により、学校・家庭が両輪となって、情報安全・情報モラル教育の充実を図ります。
- 各地域において情報安全・情報モラルに関する研修等を行う情報安全ファシリテーターを育成するとともに、学校やPTAが主催する研修会等で講話を行います。
- くまもと「親の学び」プログラム講座において「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用 5 か条」を活用して、家庭におけるルールづくりを後押しします。

施策 2 インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組

インターネット等の適切な利用を促進するための取組や、人権侵害や犯罪被害の防止に向けた取組を進めます。

- 熊本県少年保護育成条例に基づき、チラシの作成・配布等により、インターネット上の有害情報の閲覧・視聴を防止するフィルタリングの活用を進めます。
- インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、少年の性に着目し性的搾取を行う営業などの有害環境の浄化活動を行います。
- 人権センターにおいて相談に対応するほか、インターネットを使った誹謗中傷や差別を助長する恐れのある情報の掲載について、法務局や市町村と連携し、プロバイダ等に削除を求めています。

性的指向・性自認に関する人権

背景・経緯

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といい、また、「からだの性」(生物学的な性)に対し、自分の性をどう認識するかを「性自認」といいます。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別のため、日常生活の様々な場面で困難に直面している方々があります。このようなことから、性的マイノリティ、いわゆるLGBT等に対する理解促進に向け、令和5年(2023年)には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行されました。

性的指向

性的指向とは、具体的には、異性に向かう「異性愛」、同性に向かう「同性愛」、男女両方に向かう「両性愛」、あらゆる性別の人が恋愛や性愛の対象となる「全性愛」、情愛や性愛的な関係を他者に対して抱かない「無性愛」等のことを指します。

性自認

性自認とは、どのような「性のアイデンティティ」(性同一性)を自分の感覚として持っているか、すなわち「からだの性」に対して自分の性をどのように認識しているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。「からだの性」(生物学的な性)と「こころの性」(性自認)とが一致していない状態にあるため、からだの性を自分の望むこころの性に近づけるためにホルモン療法や性別適合手術等の医療を求める状態を、医学的に「性同一性障害」とされてきました。

平成16年(2004年)に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)により、性同一性障害であって一定の条件を満たせば、戸籍上の性別を変更できるようになりました(平成20年(2008年)の改正法で条件緩和)。また、「性同一性障害」は、平成30年(2018年)に世界保健機関(WHO)が発表した「国際疾病分類」において、「精神疾患」の分類から外れました。さらに、その名称を「性別不合」と改める動きが出ています。

学校においては、平成27年(2015年)に文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知しました。また、「いじめ防止等のための基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止への対応が明示されました。学校での性的指向・性自認に係る児童生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められています。また、令和4年(2022年)12月に改訂された「生徒指導提要」にも、『性的マイノリティ』に関する理解と学校における対応について記載されています。

性的指向・性自認をめぐるのは、根強い偏見や差別があり、当事者の多くは、自らの悩み等を周囲に明かして生活することができにくい環境にあります。さらに、当事者が直面する問題として、性的指向や性自認について本人の許可なく他人に暴露される(アウティング)、学校・職場等での差別的言動や無理解などにより孤立や不安感が蓄積する、こころとからだの性が一致しない人は男女別のトイレや更衣室を使いづらい等があります。また、婚姻と同様の関係にある同性カップルが、手術の同意ができなかったり、職場の福利厚生や各種サービスの対象にならなかったりする等の課題もあります。

本県の現状・課題

県では、令和4年度(2022年度)から人権啓発活動を集中的に展開する「熊本県人権月間」(11月10日～12月10日)を設けて、性的指向・性自認をメインテーマとしたシンポジウムやイベントを開催するなど、市町村とも連携しながら県民への啓発に取り組んでいます。また、民間団体等と連携して講演会やパンフレット配布を行い、性的マイノリティに対する理解促進を図っています。

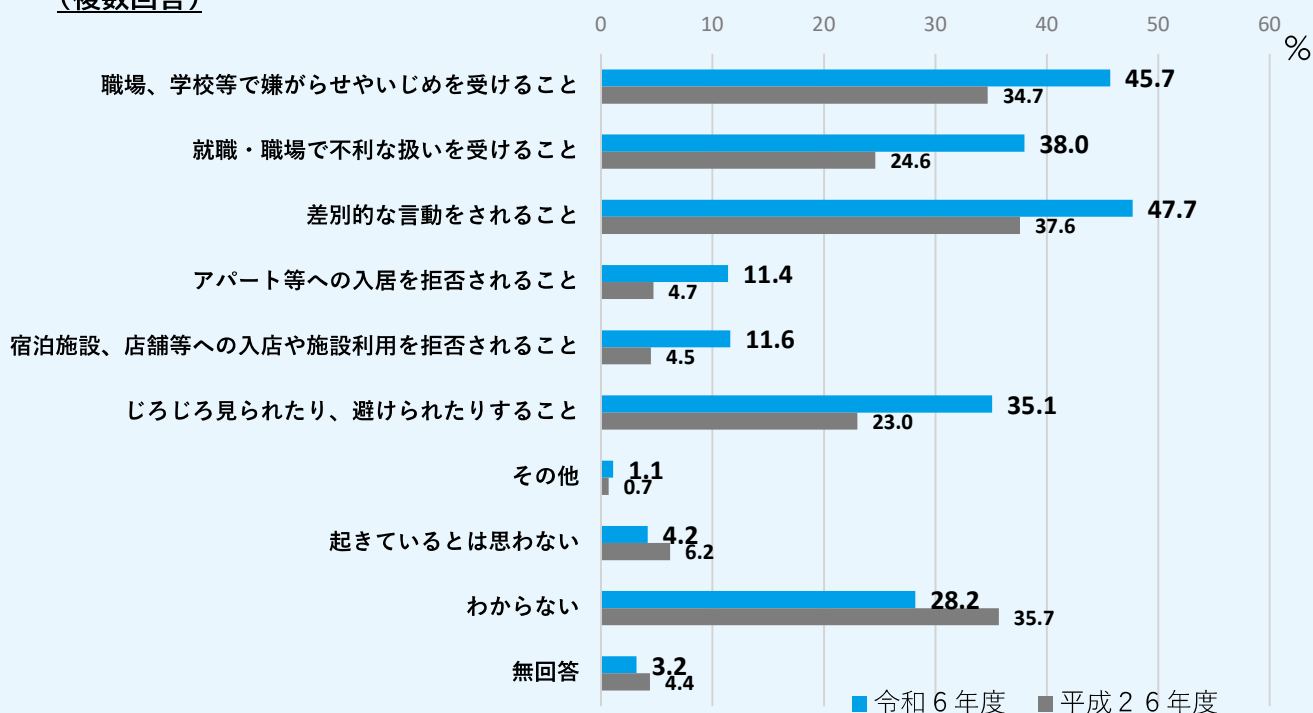
県への各種申請書等における性別記載欄については、原則廃止の方針のもと平成30年度(2018年度)から全庁的な見直しを行いました。なお、記載欄の確認・変更はほぼ完了し、今後作成するものについても、性別の記載には留意していきます。さらに、県職員向けに、性的マイノリティへの理解を深めるためのハンドブックを平成31年(2019年)に作成し、偏見や差別意識を持たず、一人一人の状況に応じた対応ができるよう研修会等で周知を図っています。

また、互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルを公的に証明する「パートナーシップ制度」については、県内で7市町が導入しています(令和6年4月1日時点)。

下表のとおり、性的マイノリティに対する人権上の問題点として「差別的な言動をされること」等が多く挙げられており、今後も性の多様性に対する県民一人一人の正しい理解を深めるため、啓発や研修に取り組んでいく必要があります。

人権に関する県民意識調査(令和6年度実施)より

Q.「からだの性」と「こころの性」が一致しない、同性愛、両性愛など、性的指向・性自認における性的少数者(性的マイノリティ)に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



現在起きていると思われる人権問題について、「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が47.7%と最も高く、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」(45.7%)、「就職・職場で不利な扱いを受けること」(38.0%)の順となっている。

施策 1 性の多様性に関する理解と認識を深めるための啓発・研修
 施策 2 相談体制等の充実

施策 1 性の多様性に関する理解と認識を深めるための啓発・研修

「LGBT理解増進法」の理念を踏まえ、性の多様性について、県民一人一人の正しい知識や理解を深めるため、啓発や研修を進めていきます。

- 「熊本県人権月間」での人権フェスティバル等をはじめとした、県民向けの各種講演会やイベントの開催、資料提供や各種媒体による広報啓発に取り組みます。
- 講師の派遣など、企業や市町村の人権研修を支援します。
- 県職員が、性の多様性に配慮した視点で業務等を捉えられるよう、研修の充実を図ります。
- 性の多様性について教職員の適切な理解を促進するとともに、児童生徒の心情等に十分配慮したきめ細かな対応や支援が行えるよう、研修の充実を図ります。

施策 2 相談体制等の充実

性的指向・性自認を理由とした偏見や差別に関する相談に適切に対応するため、相談体制の充実を図ります。

- 人権相談に迅速・的確に対応できるよう、国、市町村、関係機関との連携を進めます。
- 性的マイノリティに対する教職員等の理解を深め、学校において児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、状況に応じた支援を行う体制を整備します。

様々な人権課題

(ア) ハラスメント

ハラスメントとは「いじめ・嫌がらせ」を意味し、職場など様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動を指します。

職場におけるパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)対策として、令和2年(2020年)に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)の改正により、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされました。同年の厚生労働省告示「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、職場におけるパワハラとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいうと定義されました。

セクシュアルハラスメント(以下「セクハラ」という。)や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も、令和2年(2020年)に「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正によって強化され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されました。事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における生徒などもセクハラの行為者になり得るものであり、男性も女性も、行為者にも被害者にもなり得るほか、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当するとされています。

また、顧客等が過剰な要求を行ったり、商品やサービスに不当な言いがかりをつけたりするカスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)の対策についても、国において法令整備の検討が行われているほか、企業や自治体が対策を講じる動きも出ています。

ハラスメントは職場のみにとどまらず、様々な場面で行われ、その態様も様々です。ハラスメントは人権侵害であるという認識を県民に浸透させるため、相談窓口での丁寧な対応や様々な啓発を行い、被害の防止に取り組んでいきます。

県においては、パワハラ・セクハラについては、職員研修を行っているほか、相談制度を整備しており、カスハラについては、令和6年度(2024年度)に行った全庁的な調査の結果、カスハラの被害が顕在化していることが明らかとなったことから、職員向け対応マニュアルの策定や庁外からの電話に対する録音告知機能付きの録音設備の導入などの対策を講じています。

(イ) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化を持っています。しかし、明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限、禁止され、また、アイヌ語の使用など伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

このような中、平成9年(1997年)には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が制定され、アイヌ文化の振興を図るための施策が進

められてきました。

平成19年(2007年)には国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択されました。また、国内では、平成20年(2008年)に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、アイヌ民族が「先住民族」であることが公的に認められました。さらに、令和元年(2019年)には、アイヌ民族を先住民として法的に認め、アイヌ文化の振興を図る交付金制度などを盛り込んだ「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が施行されると同時に、アイヌ文化振興法は廃止されました。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現を図るため、国・地方公共団体が連携して差別の解消に向けた啓発に取り組んでいくことが重要です。

(ウ) ホームレスの人権

経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等を背景として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人たちは、食事の確保や健康面での不安を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情やいやがらせ等が発生している状況も見受けられます。

そのため、ホームレスに安定した住居と就労機会を提供・確保し、生活相談などの自立につながる総合的な対策を実施することを国や地方公共団体の責務とする「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、平成14年(2002年)に施行(15年間の時限立法・10年延長)され、それに基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が平成30年(2018年)に策定されました。

平成27年(2015年)に生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

県においては、平成17年度(2005年度)からの3か年間は、ホームレス支援団体への運営費助成等、後方支援を行っていましたが、平成21年度(2009年度)からは、県が実施主体となって、相談支援事業や緊急一時宿泊事業等を実施しました。平成27年度(2015年度)からは生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を実施し、ホームレスに対して宿泊場所や食事等の日常生活上必要なサービスを提供するとともに、生活の自立に向けた総合的な支援を行っています。

今後も、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について、研修会等の開催や啓発資料の配布等を行い県民の理解を促進します。

(エ) 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就労や住居の確保が難しくなるといった問題があります。また、近年、犯罪加害者家族の人権にも配慮すべきとの意見もあります。

高齢者、障がい者の中では、円滑な社会復帰ができないために、再犯に至るケースが増えたことにより、平成21年度(2009年度)に高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰の支援を推進する「地域生活定着支援事業」が開始され、本県においても、平成22年(2010年)に「熊本県地域生活定着支援センター」を開設し、矯正施設を退所後、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、保護観察所と協働して直ちに福祉サービス等につなげる事業を進めています。

また、平成28年(2016年)には、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、県では令和3年(2021年)に「熊本県再犯防止推進計画」を策定し、令和6年(2024年)に見直しを行いました。刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を促進するとともに、県民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要となっています。

今後も、刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、「社会を明るくする運動」等を通じて、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組んでいきます。

(オ) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権

昭和23年(1948年)制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的のもと、特定の疾病や障がいを持つこと等(以下「特定疾病等」という。)を理由に生殖を不能にする手術もしくは放射線照射又は人工妊娠中絶を強いられて、子を産み育てるか否かについて自ら意思決定する機会を奪われ、耐え難い苦痛と苦難を受けられてきました。

平成31年(2019年)には「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定されましたが、同法は優生手術等を強いられた方々に対して慰謝するものでした。

その後、令和6年(2024年)7月3日の最高裁判所大法廷判決において、旧優生保護法の規定は日本国憲法に違反するものであり、国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められました。

そして、令和6年(2024年)10月8日成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」(以下「法」という。)では、前文において国会及び政府は、優生上の見地から誤った施策を推進してきたことの悔悟と反省をし、その責任を認め謝罪するとともに、特定疾病等に係る方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても謝罪し、国会及び政府は、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられ、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、疾病や障がいを持つ方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶するとの決意が述べられています。

本県においては、平成26年(2014年)10月1日、ハンセン病問題に係る熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書を取りまとめました。その第二章「戦後編」において、「優生保護法」の制定について触れられており、旧優生保護法制定までの過程が検証され、その教訓を残すことを望みたいと結ばれています。

報告書策定以降、本県ではハンセン病を含む疾病や障がいの有無によって偏見や差別を受けることがないように、人権教育・啓発の取組を強化してきました。

今後、法に規定された補償が進むよう、様々な媒体を活用しての制度周知に努めるとともに、相談体制をしっかりと整え対応していきます。

さらに、これまで取り組んで来た人権教育・啓発活動に引き続き注力していくほか、今後、法に基づき国が行うとしている旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査や検証等の結果を踏まえ、県としても対応していきます。

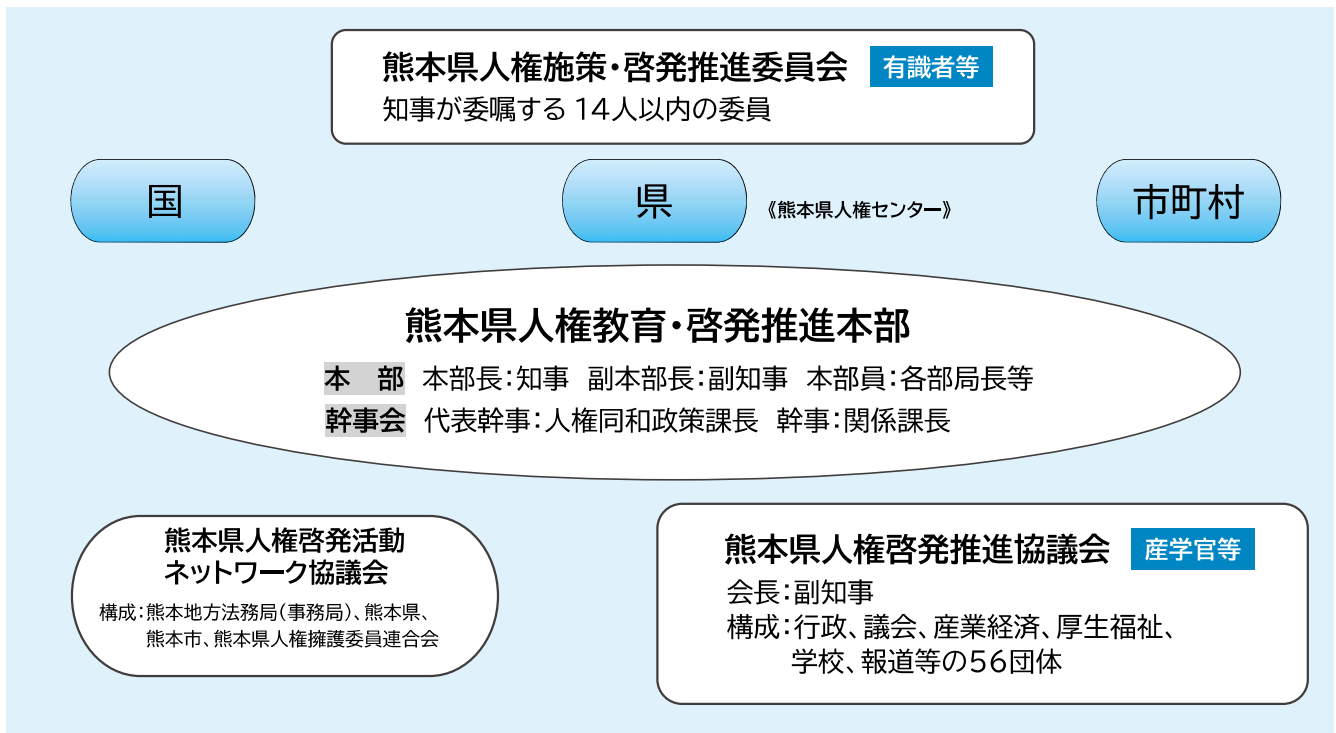
(カ) 新たな人権課題等

これまでに掲げた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、様々な事情により貧困に苦しむ人・家族、ひきこもりの状態にある方、性的サービスや労働等を強要される人身取引など、現代社会においては様々な人権課題が存在します。

今後、社会状況の変化等に伴い、新たに発生する人権問題についても、それぞれの状況に応じて、人権教育・啓発の取組を進めます。

第5章 推進体制等について

計画の推進体制



1 県の実施体制

県では、「基本計画」を総合的かつ計画的に進めるため、庁内の関係部局で構成する「熊本県人権教育・啓発推進本部」を組織しています。計画の推進に当たっては、関係部局相互の緊密な連携のもと、人権教育・啓発に取り組んでいきます。

さらに、行政、学校、企業・民間団体等との連携を図るため、「熊本県人権啓発推進協議会」等において、情報の共有に努めます。

2 国との連携

「人権教育・啓発推進法」において、国は「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。そのため、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関係各府省庁間の緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に人権教育・啓発に取り組んでいます。なお、国は、国際的な人権分野の取組においても積極的な役割を果たすことが求められています。

このような中で、県としては、「熊本県人権啓発活動ネットワーク協議会」等を通じて国の人権擁護機関との連携を一層深めるとともに、他県とも情報共有しながら、本県の実情に即した人権教育・啓発に着実に取り組みます。

また、企業等への就職に際しては、その機会均等が確保される必要があることから、企業等において公正な採用選考が行われるよう、県として、職業安定行政との連携のもと啓発活動に取り組みます。

3 市町村との連携

人権教育・啓発を進める上では、住民と直接触れあう機会の多い市町村の役割は非常に大きく、「人権教育・啓発推進法」の中でも、地方公共団体は「地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、その積極的な取組が求められています。

県と市町村の連携の更なる強化を進めることで、県民の人権意識の高揚を図ります。具体的には、市町村の計画に掲げられた施策の積極的な推進を促すとともに、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介、人権に関する情報や研修テキスト、啓発資料の提供を行うことにより、その取組を支援します。

4 企業・民間団体等との連携

企業においては、その社会的責任(CSR)の観点から、性別に関わりなく誰もが活躍できる職場づくりや障がい者雇用の推進を図っており、民間の人権関係団体等は地域での様々な活動を行うなど、それぞれ人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担うことが期待されています。特に、企業活動においては、自社の従業員のほか、取引先や消費者等の関わる全ての人の人権を尊重するため、人権に関する取組の体制構築や、必要に応じた社内外への情報発信、人権侵害の事案等が発生した場合への対処が一層求められています。

また、保健・医療・福祉関係者など、県民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事する人々についても、同様に、積極的な取組が求められています。

このため、県としても、企業や民間団体、また、保健・医療・福祉関係者などを対象に、人権教育・啓発を担う人材の育成や、研修講師の紹介・派遣、人権に関する情報や啓発資料の提供等を行うことにより、その取組を支援します。

5 家庭、地域との連携

家庭や地域における人権教育・啓発も、豊かな心を育み、人権が尊重される社会づくりを進める上で重要です。

このため、各地域において、行政や社会教育施設、学校及び社会教育関係団体等が連携を図りながら、地域の民生委員・児童委員や人権擁護委員とともに、家庭や地域での人権教育・啓発を支援します。

NPOやボランティア団体等の、自発性・主体性に基づく活動は、公平性や平等性を基本とする行政や、採算性を重視する企業等では対応できない分野において、その効果的な取組が期待されています。

このため、県としても、民間団体等との協働による施策等を推進するとともに、県民が主体的に学べる場や必要な情報を提供し、取組を支援します。

計画のフォローアップ

「基本計画」の推進に当たっては、毎年度、それぞれの重要課題に掲げる施策に関連する事業の実施状況を把握し、点検や課題の整理を行います。

また、有識者からなる「熊本県人権施策・啓発推進委員会」において、計画の推進状況を報告し、当委員会の意見を以後の人権教育・啓発の施策に反映させます。

資料編

熊本県人権施策・啓発推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づいて、熊本県が取り組むべき人権施策の基本的方向やあり方等について検討するとともに、熊本県が実施する人権啓発事業等について広く意見を求めるため、熊本県人権施策・啓発推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 熊本県が取り組むべき人権施策の基本的な方向及びあり方等に関すること。
- (2) 熊本県が実施する人権啓発事業等に関すること。

(委員)

第3条 推進委員会は、知事が委嘱する14人以内の委員をもって構成する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、熊本県環境生活部人権同和政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月30日から施行する。
- 2 熊本県人権施策推進会議設置要綱(平成18年2月8日施行)は廃止する。
- 3 熊本県人権センター事業検討委員会設置要項(平14年8月30日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県人権施策・啓発推進委員会委員名簿（第6期委員）

（敬称略、50音順、○は委員長）

氏名	所属等
泉 潤	熊本日日新聞社 論説顧問兼新聞博物館長
今坂 洋志	ともに拓くLGBTQ+の会くまもと代表
江崎 一郎	熊本県立大学教授
太田 明	菊池恵楓園入所者自治会副会長
小野 友道	熊本大学顧問・名誉教授
木村 由美子	NPO法人子育て応援おおきな木理事長
○ 高木 絹子	弁護士
田上 美智子	公益社団法人くまもと被害者支援センター長
西 恵美	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会会長
萩嶺 淨円	社会福祉法人照徳の里理事長
松川 由美	モバイル・ネットワーク研究所代表
松永 末廣	部落解放同盟熊本県連合会執行委員長
宮田 鉄雄	全日本同和会熊本県連合会会長
吉永 理巳子	一般社団法人水俣病を語り継ぐ会代表理事

第6期委員任期：令和6年（2024年）5月1日～令和9年（2027年）4月30日

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

公布 平成12年12月6日

施行 平成12年12月6日

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画(抄)

平成14年3月15日閣議決定(策定)

平成23年4月1日閣議決定(変更)

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。)第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発(以下「人権教育・啓発」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念(第3条)を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する事を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそののかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年 5月3日

(略)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

[国民たる要件]

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

[基本的人権]

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

[自由及び権利の保持義務と公共福祉性]

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

[個人の尊重と公共の福祉]

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

[平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界]

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

[公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障]

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

[請願権]

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

[公務員の不法行為による損害の賠償]

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

[奴隷的拘束及び苦役の禁止]

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

[思想及び良心の自由]

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

[信教の自由]

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

[集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護]

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

[居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由]

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

[学問の自由]

第23条 学問の自由は、これを保障する。

[家族関係における個人の尊厳と両性の平等]

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

[生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務]

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

[勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止]

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

[勤労者の団結及び団体行動権]

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

[財産権]

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

[納税の義務]

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

[生命及び自由の保障と科刑の制約]

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

[裁判を受ける権利]

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

[逮捕の制約]

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

[抑留及び拘禁の制約]

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

[侵入、搜索及び押収の制約]

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

(略)

第10章 最高法規

[基本的人権の由来特質]

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

